

令和元年度第3回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時
令和元年11月18日(月)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
矢藤誠慈郎、速水一美、加藤多美、水野寿美代、神野みつ美、堤幸、梶川喜和子、富田紀子、藤田政克、泉原沙弓、清水真奈 11名
- 4 欠席委員
安藤郁子、石田洋子、近藤信綱 3名
- 5 傍聴者数
1名
- 6 出席した事務局職員
こども子育て部長 阿部智晶、こども未来課長 松野宏美、
保育課長 加藤剛、保育課指導保育士 松本真理子、
こども課長 後藤收、こども課子育て支援室長 三浦明美、
保育課保育係長 久野善之、こども課こども係長 小椋基美、
こども未来課長補佐 齊場哲也、
こども未来課こども政策係 竹内雄紀
- 7 議題
第2期子ども・子育て支援事業計画案について
 - (1) 今後のスケジュール
 - (2) 前回会議での内容を踏まえた変更点
 - (3) 本日の会議内で御意見をいただきたい事項
 - (4) 本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項
- 8 その他
- 9 配布資料
 - (1) 今後のスケジュール・・・資料1
 - (2) 前回会議での内容を踏まえた変更点・・・資料2(項目1)、別紙1
 - (3) 本日の会議内で御意見をいただきたい事項・・・資料2(項目2)
 - (4) 本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項・・・資料2(項目3)、別紙2
- 10 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
事務局（部長）	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第3回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。</p> <p>こども子育て部長 阿部です。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議は11月1日付けの委員改選後、初めての会議になります。後ほど会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、令和元年10月31日を持って2年間の任期満了をいただきまして、委員の皆様には大変お世話になりました。そして、第2期計画策定期間中ということもございまして、多くの委員の方に引き続きの御就任をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>この度1名の委員の方の交代がございましたので、御紹介させていただきます。瀬戸旭医師会所属の金森俊輔委員に代わりまして、同瀬戸旭医師会所属の安藤郁子様を御就任いただきました。本日は診療のため御欠席されておられますが、事務局からこれまでの計画策定の経緯や本日の会議内容については事前に伝えさせていただいており、別途御意見等をいただく予定でございます。</p> <p>今年度の会議については、本日を含めて残り2回の開催でございますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、欠席委員について報告させていただきます。瀬戸旭医師会の安藤委員、瀬戸保健所の石田委員から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。本日の出席委員は11名でございますので、過半数の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第6条第2項の規定による定足数に達しております。</p> <p>なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をまいりますので、委員の皆様にはご了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、次第の2「会長の選出」に入ります。尾張旭市子ども・子育て会議条例では、第5条第1項にて「会議には会長を置く」と規定しており、選出については「委員の互選により」定めることとなっております。委員の中でどなたか推薦・立候補がありましたら、発言をお願いします。</p>
速水委員	会長には改選前にも会長を務めて頂いておりました、学識経験

	豊かな矢藤委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうか。
部長	ただいま速水委員よりご発声いただきました。矢藤誠慈郎委員にお願いしてはということですが、皆様いかがでしょうか。
	——同拍手——
部長	ありがとうございます。御異議もないようですので、会長を矢藤誠慈郎委員にお願いしたいと思います。 また、会長の職務代理者の指定につきましては、あらかじめ指定することとなっておりますので、矢藤会長より指名をお願いいたします。
会長	会長が指名することですので、会長代理として、改選前にも会長代理を務めておられました小中学校長会の速水一美委員を指名したいと思いますのですが、皆様いかがでしょうか。
	——同拍手——
会長	異議はないようですので、速水一美委員に会長代理をお願いしたいと思います。
部長	それでは、会長が決まりましたので、矢藤委員には会長席への移動をお願いします。 以降の会議の進行につきましては、議長であります矢藤誠慈郎会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
会長	それでは、これより私が会議を進めてまいりますので、委員の皆様よろしく申し上げます。 改めまして、ご挨拶申し上げます。 私事ですが、先回お伝えしたように和洋女子大学に移籍をしましたが、来年度から策定に入る時期ということで引き続き委員を仰せつかり、また、会長にも改選していただきました。今回その変更からくる日程調整などご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。会長に選出していただき、これからの期間、尾張旭市の子どものためにより良い計画となるように微力を尽くしたいと思いますので、よろしく願いいたします。 今回も計画について協議していくことがたくさんございます。計画をより良いものにしていくために、御意見等、忌憚なくよろしく願いいたします。 また一方で、時間も限られております。11時30分を目途に終了したいと思っておりますので、ご承知置きいただきながら御意見等を端的にお伝えいただき、円滑な進行にご協力いただけます

	<p>と幸いです。</p> <p>本日の会議につきましては、本日、机上に配布いたしております次第に従い進めさせていただきます。</p> <p>それでは早速、議題に入ってまいりたいと思います。議題の(1)「今後のスケジュール」でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (こども政策係)</p>	<p>議題(1)今後のスケジュールについて説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定完了までのスケジュールです。今年度第1回会議におきましても大まかなスケジュールはお伝えいたしましたが、改めて詳細な進め方を加えてお伝えさせていただきます。</p> <p>尾張旭市第2期子ども・子育て支援事業計画は第1章から第9章までの構成となっており、こちらの章の内容によって今後の必要な手続きが変わって参りますので、その点も踏まえてご説明いたします。</p> <p>1つ目に、国の基本指針に基づく義務的な記載部分で、本市の計画では第8章が該当します。2つ目が市町村の任意記載部分で、本市計画では第8章を除く部分全てに該当します。</p> <p>左欄の「時期」に沿って、上から順にスケジュールをご説明します。</p> <p>1 1月上旬頃から、庁内での計画内容の照会を行っております。また、本日の第3回会議に向けて、事前に計画書案を配布させていただきました。本日第3回子ども・子育て会議での御意見をいただきました後に、第8章につきましては、国の基本方針に沿った計画となっているか、また、適切な量の見込みや確保方策となっているかなどの確認のため、県との事前協議を進めてまいります。また、それ以外の章の内容については、本日会議以降での意見聴取及び引き続きの庁内での内容確認を進めてまいります。そして、いただいた意見に基づき適宜修正を加え、12月中旬頃から1月にかけて、市民の方からの意見聴取としてパブリックコメントを実施します。その後、2月10日に予定しております第4回子ども・子育て会議に向けて会議からの答申内容の調整等を進め、会議での答申を受けまして、3月に計画策定を完了するスケジュールです。</p> <p>本日はこれらのスケジュールをご承知置きいただくとともに、ご質問等ございましたらお答えさせていただきます。説明は以上</p>

	です。
会長	事務局から計画策定に関する今年度のスケジュールについて説明がありました。委員の皆様から確認したいことや質問はありますか。
	—質問等なし—
会長	それでは、次の議題へ移ります。議題（２）前回会議での内容等を踏まえた変更点について、事務局から説明をお願いします。
事務局 （こども政策係）	<p>議題（２）前回会議での内容等を踏まえた変更点について、ご説明いたします。</p> <p>資料２を御覧ください。</p> <p>前回会議においては、計画の根幹となります第６章「計画の基本的な考え方」の内容について、委員の皆様から主に御意見をいただきました。本日はいただいた御意見の計画への反映状況についてお伝えし、御意見等をいただければと考えております。なお、前回会議での御意見については、別紙１にまとめております。</p> <p>それでは、資料２と計画書案を並行してご説明いたします。</p> <p>はじめに、（１）「第５章計画の主要課題」についてです。前回会議の御意見として「量的な確保に留まらず、地域の子ども・子育てという視点を含めて、質的水準を高める計画内容とすることが重要である」また「計画を読んだ方が身近な出来事として捉えられる記載としてはどうか」「市が抱える課題や困りごとに応じた事業の提案が各関係団体からも出来るとよりよいのでは」という御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、資料２項目１（１）と計画書案１から４ページとを並行してご覧ください。教育・保育の内容に留まらず、市が主要課題として捉えている事柄について、計画をご覧になった方との情報の共有を図りやすいよう、箇条書きの表現からより詳細な文章的な内容へと見直しを図りました。また主要課題に対する解決手段である各施策との連動性を高めるため、課題と対応する基本目標及び施策のページを追記しました。</p> <p>続きまして、（２）第６章計画の基本的な考え方と（３）第９章計画の推進について、併せてご紹介させていただきます。</p> <p>前回会議の御意見として、計画の推進に関する内容を多くいただきました。御紹介させていただきますと、「子どもから直接意見を聞ける機会を設けてはどうか」「市の子ども・子育て支援施策をよりPRする方法を検討してはどうか」「各分野を超えた縦横の連携に関する体制づくりが必要ではないか」「ワークショップや検討</p>

	<p>部会のような意見を出しあえる場を設定してはどうか」という御意見をいただきました。先ほどの第5章の部分でも御紹介いたしましたが、「市が抱える課題や困りごとに応じた事業の提案が各関係団体からも出来るとよりよいのでは」ということで、計画推進の段階において各関係団体等から随時御意見や御提案をいただける体制が望ましいと考えております。</p> <p>これらを受け、資料2項目1(2)と計画書案7ページとを並行してご覧ください。</p> <p>(2)第6章計画の基本的な考え方において、関係団体や地域の方との連携が重要であることを明記するため、「5 目標の達成に向けた協働による事業の実施」の項目を追記し、資料2項目1(3)と計画書案40から41ページ、第9章計画の推進の1計画の周知・理解の(1)周知において、第1期計画の内容と比べ安心した妊娠・出産・子育てに結びついていくことをより意識するため、「情報が充実し、見やすく、必要な情報にアクセスしやすい情報提供の実施」を追記しました。また、市内の福祉・教育・保育・健康分野の各課等や関係団体等が子ども・子育てに関する課題を共有し、課題解決に向けた取組をさらに推進できるよう、また、実際の計画推進の体制においても市民の方や関係団体との協働の考え方を含めるため「2分野横断的な施策推進のための各種会議の活用」を追記しました。そして、これらの推進を着実に実施するため、3計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法において、41ページのように予算編成時期等を意識した年間のスケジュールを追記しました。また、施策の体系に関する一覧表については、計画策定完了に向けて別途作成を進める予定です。</p> <p>繰り返しになりますが、本議題では第5章、第6章及び第9章の内容について、いただいた御意見の計画への反映状況やその他お気づきの点などについて、御意見・御質問等をいただければと考えております。説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま説明いただきましたことに対して、前回御意見をいただき、その反映について御説明をいただきました。委員の皆さんから出された意見を反映して計画に加えて、誠実にお答えをいただいたなと思います。ただ、大枠の部分ではそのことを反映してもらっていますが、先回の会議でも具体的なことについて御意見が挙がったように、これから5年間の計画に反映されたとして、具体的</p>

	<p>にどうしていくかについては逐次検討しながらになると思いますので、そのあたりははっきりとお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (こども未来課長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>特に縦と横の連携など、各団体との具体的な取り組み方については、どんな形がとれるかということは今後また検討していきたいと思っておりますし、それを検討していく重要な場がこの会議だと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>いろいろな地域の子ども・子育て会議の話を伺っていると、市役所が大筋を決めていて、委員から意見が挙がっても反映されないこともないことではないそうです。そういったことを考えると、委員の皆さんが出された御意見をなるべく誠実に組み込んでくださっているなという印象を持ちました。</p> <p>先ほど申し上げたように、皆さんの意見を具体化する部分が重要だと思います。5年間の大きな方向性を決める中で委員の皆さんの御意見が反映される形でご提案いただいたことについては一定の評価を得ることができると思います。そのことも併せて申し添えます。</p> <p>これは先回のものとの反映状況ということで、皆さんにはまた御意見を頂戴することになりますので、次に移りたいと思います。</p> <p>「議題(3)本日の会議内で御意見をいただきたい事項」について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (こども未来課長 補佐)</p>	<p>議題「(3)本日の会議内で御意見をいただきたい事項 第8章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策について」につきましては、子ども・子育て支援事業計画の支援事業者である、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の合原さんから御説明をお願いします。</p>
<p>事業者</p>	<p>ジャパン総研の合原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議題(3)本日の会議内で御意見をいただきたい事項、第8章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策についてです。こちらは計画書素案29ページから39ページ、及び資料2の項目2に当たります。こちらは国が示す基本指針において市町村で必ず記載することとされており、それぞれの保育、教育のサービスに対する事業量について記載することとなっています。本日、事業量の見込みの案として算出しておりますが、こちらにつきましては本日の御意見の内容を反映し、今</p>

後県との事前協議に関する事務を進めていくことになっておりますので、あらかじめお願いしたいと思います。

素案の29ページをご覧ください。

「教育・保育の支援事業の量」ということで、この中では基本方針の内容として、「全ての子どもに同一の成育環境を保障するため、それぞれの親や子どもの状況に応じ、子ども子育て給付を保障する」「地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行う」といったことで事業の見込みをお伝えする内容になっています。

同29ページ2の「教育・保育提供区域の設定」ですが、今回の計画の中での考え方として、地域の地理的状況や人口、交通などの条件を踏まえて、提供体制の確保の内容や実施時期を定めることになっております。尾張旭市においては、まず、面積が21.03平方キロメートルとコンパクトであり、東西を通る鉄道が整備され、市内に4つの駅があり、交通面で利便性が高いこと、名古屋市と隣接しているという条件から、希望する施設の選択条件に、自宅近傍ではなく通勤途中にある可能性が高いということも考えられます。また、現状においては認可保育所の入園調整は申請時、申込者の所在地を問わず市全域で行われていること、小学校単位では事業の調査や把握対象が少ないということ、一方で中学校単位にすると旭小学校区、旭丘小学校区のように2つの中学校に分かれる校区では、特に小学校単位で利用している放課後児童クラブの場合、見込み量推定が困難になることが見込まれます。

以上のことから、これらの状況を勘案すると、この区域の設定については市域全体を一つの教育・保育提供区域として設定することが最善であると考えています。

30ページの項目3は、13事業についての見込みを示すものです。項目4に、見込み量の算出と数値目標の設定とありますが、その見込みの考え方については、31ページと併せてご覧ください。

潜在家庭類型として父母の有無や就労状況を勘案したタイプを挙げ、タイプAからタイプFとしました。それに基づいた認定区分としてお子さんの年齢ごとに対しての福祉サービスの利用の意向について、昨年度行いましたニーズ調査結果に基づいて、その利用の意向の割合を算出したうえで、31ページのイにあるように、計算式として、人口推計、潜在家庭類型割合、利用意向率を掛け合わ

せたものを量の見込みとして立てているところです。

32ページでは、事業名と潜在家庭類型の分類、事業量見込の算出等として、ニーズ調査によるものについては上の表で求めています。ニーズ調査によらない、利用者支援事業から妊婦健康診査につきましては、ウの表に、第一期の実績数や今後あらかじめ見込まれる見込み数を見込んでいくことで見込み量を算出する形をとっています。32ページの(2)から、具体的な量の見込みや提供体制の確保方策の内容となります。

33ページにおいて、教育・保育事業、利用者支援事業から健康診査まで、令和2年から6年までの第2期の計画期間中の量の見込みを一覧で載せております。

具体的な内容は34ページからご説明いたします。一号認定の量の見込みについて、令和3年度が一番ピークというところで、そこから人口の減少に伴って量の見込みも減るという見込みを立てており、その見込みに応じた確保方策を定めております。一号認定の広域利用について、近隣の瀬戸市や長久手市などの利用についても併せて載せております。35ページの2号認定、3号認定につきましては、2号認定の量の見込みは令和3年度がピークとなっており、そこから数としてはだんだん下がっていく傾向です。0歳児の3号認定は令和2年度、3年度の97人をピークとして、その後は減少傾向を見込んでおります。1、2歳児の3号認定についても、令和2年度をピークとしており、その後は減少傾向を見込んでおります。

36ページ、利用者支援事業については、現在すでに1か所、母子保健型として稼働していますので、こちらを引き続き推進していくこととなります。

延長保育事業、時間外保育事業については、ピークは令和2年度、3年度をみながら、ニーズとして概ね200人程度と見込んで事業量を確保していきます。

放課後児童健全育成事業は、学年ごとに算出しています。令和2年度から6年度の中で、総数としては令和5年度がピークとなりますが、これを学年別にみると1年生で言えば令和2年度、2年生は令和3年度、3年生は令和4年度と、1年ずつ増えていく形で、それぞれ学年に応じて学年の人数のピークが移り変わっていく見込みとなっております。

子育て短期支援事業につきましては、現在と同様の提供体制を

	<p>提供することを想定し、量の見込みを記載しています。</p> <p>37ページの乳児家庭全戸訪問事業につきましては、概ね500人から600人程度と見込んでおります。また、養育支援訪問事業につきましては、ニーズとしては10人程度と見込んでおり、地域子育て支援拠点事業の事業量については、実績等勘案して、延べの人数で29,000人から30,000人程度と見込んでおります。</p> <p>一時預かり事業について、新制度移行幼稚園における一時預かりは令和3年度をピークにしながら2,100人から2,200人、保育所等における一時預かりは、同じく令和3年度をピークにしながら5,200人から5,400人というところで見込んでおります。38ページの子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、こちらについては1,400人程度と見込んでいます。病児保育事業はこれまでの見込みから、470人から490人程度、最後の妊婦健康診査につきましては、430人から440人を量の見込みとしているところです。各13事業の数の見込み量としては、以上です。</p> <p>最後に、5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保というところで、これは取組の中で幼稚園、保育園の施設形態の違いを踏まえたうえで、それぞれの施設において、教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図れるよう、施設・事業者の創意工夫を活かした上での運営を促進するとともに、幼稚園教諭や、保育士等の子育てにかかわるものが研修や会議を通じて相互に理解と連携の強化が図られるよう支援していくといったことが記載されています。</p> <p>39ページの項目6では、本年、令和元年10月から幼児教育、保育の無償化が始まっておりますが、その実施に当たって保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案して、公正かつ適正な給付を行うことなどが示されています。</p> <p>以上、今回第2期の事業を推進していく上で、ニーズ調査を基に算出した数値をもとに、それに対する確保方策ということでご説明させていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について委員の皆様にお尋ねしますが、たとえば加藤委員、今、そのままの数の推計が基本的には減少傾向にあるということで、大きく減るというより徐々に減るような計画にな</p>

	<p>っていますが、現場の実感と言いましょうか、何か気付かれたことなどはありますか。</p>
加藤委員	<p>無償化を踏まえてではありませんが、子どもを預けたいお母さんは増えているように思います。語弊があるかもしれませんが、できれば子どもから離れたいという気持ちを持っているお母さんもいらっしゃるようです。</p>
会長	<p>子育て支援も含めて、体制を充実していかなければということですね。</p> <p>幼児教育・保育の無償化が実施されたことで、保護者の方の動向などに何か顕著な変化などがあれば教えていただけますか。</p>
事務局（保育課長）	<p>保育課長の加藤です。</p> <p>10月から新年度の保育の受付が開始になり、2週間ほど受付を行いました。例年と比較して保育園の申し込みにも顕著な増減があった様子は見られませんでした。特に新規申し込みについては大体例年通りくらいの人件で、大幅な影響はないように思いました。</p> <p>ただ、幼稚園は基本的に預かり時間は短いのですが、無償化によって延長の預かり部分の申請が増えつつあるようだと、体感的な部分で少し感じています。</p>
会長	<p>加藤委員のおっしゃったように、お子さんと少し離れる時間が欲しいと感じる親御さんが増えている、あるいは子育てに悩む方がおられるとしたら、保育の提供の数よりもむしろ幼稚園も含めて子育て支援の質を充実させることも必要だと思います。</p>
事務局（保育課長）	<p>幼稚園の預かり保育の部分が、今まで働いていた方の利用はもちろん継続してあるのですが、求職のために無償化の範囲内で利用したいという申し込みが、新たに増えてきているように思われます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>放課後児童健全育成事業については引き続きニーズが増えていくという前提でご計画いただいているところですが、このあたりのことをお聞きしたいですね。</p> <p>速水委員、あるいは水野委員、この状況と今後の方策のあり方について、計画に盛り込むような視点が何かありましたら、教えていただければと思います。</p>
水野委員	<p>学童クラブは、来年度から2か所増設されることになっています。ニーズに応じてのことですが、それがずっと続くわけではあり</p>

	<p>ません。学童クラブももちろん企業努力はしますが、ニーズが減ってきた場合にはどうすれば良いのかなという思いもあります。</p> <p>学童クラブは、お預かりしている子どもさんに関して小学校と情報共有させてもらっています。学校での様子、学童クラブでの様子を共有させていただいて感じたことは、家庭の問題は学校ではやはり見えづらく、私たちが生活部分で感じたところ、保護者さんから受けた感じなどを学校と連携したりしていますが、やはり、加藤委員が言われたように子どもから少し離れたいという気持ちは増えつつあるのかなと思います。</p> <p>全体的な子育て支援というところは、子育てというより親育てみたいところがあって、それを支援するようなシステムを構築していかないと、と思います。先輩お母さんとして私たちも何か努力しなければならないでしょう。そのあたりの支援も取り組んでいただけたらありがたいなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>速水委員、何かございますか。</p>
速水委員	<p>子どもの数は全体的に減少傾向にあると聞いていましたが、地域的なものなのか、尾張旭市では来年度いくつかの学校では教室が足りなくなる状況にあり、教室を増やす必要があるなどの話も聞こえています。その為、学校は長期のこと、5年後のことといわれても、どうしても目先のところ、来年度教室がないということがまず重要と考えてしまいます。たとえば、以前も放課後の居場所の話で学校の中が一番安心で安全といわれましたが、児童クラブの人数が増えてくるとその辺のことの兼ね合いが必要です。</p> <p>子どもの数が増えるのはいいことですが、受け皿となる施設の面などが間に合わないようだが大丈夫だろうか、目先のことばかり心配してしまいます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そのことについて、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (こども未来課長)	<p>現在白鳳小学校区で、100世帯入る大きなマンションと、30軒ほどの戸建て住宅が建設中で、間もなく入居が開始される見込みです。</p> <p>もちろん、子育て世代だけではなくいろいろな世代が入居するでしょうし、市内で賃貸住宅住まいだった方がそちらに持ち家を持つというパターンもあるとは思いますが、一定の子育て世代が流入してくることを期待する一方で、やはり受け皿の確保は喫緊</p>

	<p>の課題だと考えております。</p> <p>ただ、現状で、市の中の人口の推計をみたうえで、またアンケートの結果をみたうえでこの数字を作りましたが、実際の本市のここ最近の子どもの数については、1年齢につき、600人台から20人ずつくらい、徐々に減っているのが現状です。ただし、0歳で生まれてきた人数から1、2歳に推計を見守っていると、3歳くらいまでは毎年20から30人増えている。ということは、子どもが生まれたら定住先を尾張旭市にしようと思ってくれる方たちが一定数はいるのかなと考えております。</p> <p>来年が目前に迫ってきているというところについては、教育委員会とはまだ具体的な話をしていませんので、喫緊の課題として考えていきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ぜひ、よろしくお願いいたします。</p> <p>いろいろな事情や制約があるのですが、子どもの1人1人は毎年産まれて育っていきますから、5年たてば1年生が5年生になります。それからその後、子どもが減る時には、作った施設や提供するサービスがどうなるか、現実的にはなかなか難しい課題だとは思いますが、どんな場所であれ、子どもの生活の質が保障される形でご配慮いただければと思いますし、私もアイデアを提供できるよう、引き続き考えたいと思っております。</p> <p>保護者の方や利用される方のご意向の話などもありましたが、それに関連して、何か御意見等ありますか。</p>
<p>堤委員</p>	<p>加藤委員の言われた、子どもと離れたい親が多いという言葉にぐさりときました。</p> <p>子どもはかわいいのですが、我が家には4年生、2年生、1年生と3歳児がいます。働きながら子育てをして、お迎えに行くと、1日がとても目まぐるしくて、今日のような午前がお休みの日は嬉しいなとも思います。</p> <p>家は瑞鳳小学校区にあるのですが、学区には民間の学童クラブがありません。</p> <p>1年生の時は保育園の延長で公営の児童クラブに入会するのですが、民間のクラブに比べて活動内容が面白くない、行きたくないと子どもが言うので、ほとんどが1年生、2年生でやめてしまいます。我が家も含めてそういう子には鍵を持たせて、自宅で親の帰りを待ちます。近隣の人とお互い「お子さん、帰ってきていますよ」と声を掛け合っていますが、3時の下校から5時、6時まで待たせ</p>

	<p>るので、その辺はちょっと寂しい思いをさせています。</p> <p>水野委員が、学童クラブが増えるとおっしゃったので、瑞鳳学区にも民間の学童クラブができたらいいなと思いました。</p>
会長	<p>ぐさりとくるというお気持ち、そうなのですね。</p> <p>いろいろな国のデータをみると、日本の母親は他の先進国に比べて負担がかなり極端に大きいのです。そして「昔の親は…」と言う方も多いのですが、昔の親はそんなに子育てに熱心ではなかったという研究もあります。昔は地域のみんなの助け合いで育つ共同体というシステムが備わっていて、助け合いながら生活していました。しかし社会が変化して、とりわけ女性に負担がかかりやすい社会になったと言われていています。それでも子どもを育てるのは楽しい、周りが支えてくれて安心して頑張れる、そういう気持ちになれるように、学校でも学童クラブでも皆さん努力してくださっているのだと思います。</p> <p>今の堤委員のようなお気持ちになるような状況がまだまだあるということも踏まえつつ、尾張旭市で子育てをすると、とても前向きで楽しくて幸せで、親も子も幸せでいられるという形になれるように、施設だけでなく、サービスの質、あるいは市民への周知の仕方などを考えていければと思います。</p> <p>また、男性の育児参加が、子育てのしやすさや、女性の負担感の軽減や出生率の上昇に大きくつながっていくことが分かっています。それには、事業者の方の協力や、市からの呼びかけなどの施策によって進められたらいいのではと思います。</p> <p>事業者の立場から、藤田委員、何か御意見はありますか。</p>
藤田委員	<p>弊社も最近では、男性社員も協力社員も育児休業を取得しています。先程来お話がありましたように、女性への負担が日本はとても高いので、企業も協力して制度利用促進の周知をしていかなければと思います。また、介護という問題が出てきますので、日立グループとして一生懸命取り組んでいるところです。</p>
会長	<p>企業、会社が前向きに取り組んでいるということが、分かるような形の市の施策も必要だと思います。</p> <p>働き方改革や育児休業の制度を整えると、この会社は働きやすい、子育てしやすい会社ですと市や県が認証するところがあります。そうすると宣伝になり、企業は人材を集めやすくなります。</p> <p>それが刺激になってワークライフバランスのサイクルがとりやすくなることで、出生率が上がった自治体のケースもあります。</p>

	<p>保育のサービスを増やすだけではない工夫も含めて検討していただきたい。事業者との連携について、計画書内の書きぶりを少し工夫していただければと思います。</p>
事務局 (こども未来課長)	<p>いずれかの施策の中に盛り込むことを、検討いたします。</p>
梶川委員	<p>お友達から「第2子を妊娠したら、上の子どもが保育園を辞めなくてはいけなくなった。その子をお世話する人がいるときには保育園を辞めなければいけないシステムはわかるけれど、これから出産を控えているのだから、続けて預かってほしい。そのあたりを変えていただくことはできないのか」と言われました。</p> <p>子どもを保育園に預かってもらっていて、妊娠して仕事を辞めたので、子どもの面倒を見る人がいるという条件に当てはまることはわかります。けれど、親などの手伝ってくれる人が近くにいない家庭にはその規則は少し厳しいと思うのですが、何かいい策はありませんか。</p>
事務局 (保育課長)	<p>出産の前後2か月間は出産要件として、上のお子さんを保育園でお預かりすることができますが、そこで育児休暇を取られて1年間仕事を休まれるということになったときには、申し訳ございません、家で面倒が見られる方には御協力をいただいております。</p> <p>小さなお子さんをみながら上の子をとというのが大変なのは十分承知しておりますが、待機児童が出ている以上、保育園に入れなくてお困りの方がいらっしゃるの、やむを得ずこのような形をとらせてもらっています。</p> <p>ただ、そうした要望も実際に私どもの現場に届いておりますし、近隣の市町村も要件の廃止に向けて動き始めておりますので、尾張旭市としても向き合っているところです。</p>
会長	<p>保育園は、親や家庭の事情により子どもを預ける場であるとともに、この時期の教育を、施設の種別にかかわらず保障する場でもあります。そのことを考えると、「親が仕事を辞めたから子どもも保育園を辞める」となってしまうのではなく、認定こども園のような形をより普及させることで「親が仕事を辞めたら2号認定ではなく1号認定として幼児教育を受け、親が仕事に復帰したら改めて2号認定になって保育に戻る」とするのか。地域の子どもたちが一緒に育ちあっているときに、大人の都合であっちに行ったりこっちに行ったりするのではなく、その子どもたちがずっと一緒に育っていける形を保障するために、認定こども園も考えるべきで</p>

	<p>はないでしょうか。</p> <p>いろいろなご事情や今までの経緯などあると思いますが、このようなケースがいまだにあることを考えると、それを解消する1つの考えが認定こども園だと思います。</p> <p>素案39ページ5番目の最後の1行に「適切に普及・促進を図っていきます。」とありますが、私としては「積極的に普及・促進を図る」ことをご検討いただく時期に来ているのではないかと思います。</p> <p>子ども・子育て支援新制度を開始して5年が経っていて、認定こども園の数も全国的に増えつつあります。地域ごとの幼稚園や保育園の兼ね合いなどもあるでしょう。しかし、そういった状況を踏まえて、子どものことを一番に考えるときに、家庭の事情が変化しても、安心して、安定した形で子育てができることを考えたときに、幼稚園に協力していただきながら、認定こども園設置について積極的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>今のような御意見を伺うと一層その想いを強くしましたので、計画書の記載について、「適切に」より「積極的に」をご検討ください。この書きぶりによって今後の施策に影響が出ることで、意見として、お願いします。</p>
藤田委員	<p>確認ですが、素案34ページに、(2)「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」とありますが、具体的な方策はこの後出てくるのですか。この言葉の意味の理解が不足していると思います。</p>
事務局 (こども未来課長)	<p>具体的には、ニーズを確約するだけの幼稚園や保育園の定員をこの人数に設定するというものでございます。</p> <p>1号認定が教育のニーズとなり、尾張旭市では幼稚園の定員数といえますか、これだけの人数を受け入れてもらえるという数になっております。</p> <p>2号認定、3号認定が保育のニーズですが、保育園等、預かる施設の定員数の合計です。</p>
藤田委員	<p>人数を表しているのですね。何かしらの方法を表しているのだと思いました。</p>
会長	<p>これを市民の方が見たときに、すんなりわかるような書きぶりをお願いします。</p> <p>素案を読み進めてきていると、当たり前にかわったような気持ちになりますが、やはり確保方策という文言が出てきたときに、何らかの特別な施策があるのだろうかと考えてしまう意味合いを含んでいますね。市民の方にもわかりやすいように、「確保方策：ニ</p>

	ーズに対応する数を提供する」のような一文を入れるといいかもしれません。
事務局 (こども未来課長)	そうですね、専門用語になってしまいますので、注意書きを入れるなどを検討いたします。
会長	持てるものをすべて出していただくことはよいことですが、市民に向けて提案していくものですので、すんなりわかるような形で表現していただければと思います。
清水委員	<p>少し話がずれてしまうかもしれませんが、以前の会議でもお話しさせていただいたと思うのですが、私は先日出産いたしまして、今産後2か月半になり、他に小学生と保育園児の子どもがいます。</p> <p>出産まではスムーズに行きましたが、その産後2か月半になって新たに感じたことをお話しさせてください。</p> <p>尾張旭市の保育園の一時預かりは、就労していることが前提となっています。産後や急な冠婚葬祭などなら対応していただけたと思いますが、どうしても子どもを連れていけない場所へ行かなくてはならないときもあります。</p> <p>たとえば産後の歯科検診ですとか、毎年11月に私が受診を予約していた健康診断などに出かけようとしても、息子がまだ2か月なので、公的などころはもちろん、私の両親が他界しているなどの事情もあって預けるところがありません。そうした場合には、主人にお願いして予定を合わせて出かけますが、それができない方もいらっしゃるでしょう。</p> <p>男性が育児休暇を2か月とったとして、その2か月にすべての予定を入れ込めることでもないのです、やはりそうすると男性が有給休暇で対応するのだと思います。ただ、育児休暇や有給休暇をとれない企業もまだあると思いますし、それをとることによって何かしらに響くのではと考えるのも、まだ時代としてはないことではないと思います。</p> <p>それは一部かもしれませんが、やはり今は昔と違って家族の構成が少なかったり、核家族だったりとかの事情もおありだと思います。先程の保育園を退園しなくてはならないという話にもつながるのですが、就労以外の様々な理由で子どもを預けられる場所がないし、預けられる人もいないから、働いて、早く保育園に入れて、時間を確保したいという意見は、私の友人の中にも少なからずあります。</p> <p>妊娠中にベビーシッターも検討しましたが、ベビーシッターは</p>

	<p>私の自宅に来て、私不在で子どもをみってくれるというシステムで、私にはそれは抵抗がありました。ファミリーサポートセンターも、今回の妊娠を機に登録させて頂きましたが、使い勝手がよくないというか、援助会員さんのご自宅での預かりということもあって、いくら面接や面談があっても、知らない人に赤ちゃんを預けるのは怖いという気持ちがあります。だから、もし預けるなら上の子のお迎えなどで相手の方と親しくなってから赤ちゃんを預けようかなと思いましたが、安心安全を思うとどうしても躊躇してしまう部分というのがあります。</p> <p>それであれば公の場所である、幼稚園や保育園などの一室とかの方がたくさん目があるから安心だと思います。公設というか、公営というかで、単発で預けられる施設や仕組み、今日だけ、1か月に1度でもいい、お仕事ではない何かしらの事情でも預けることのできるサービスを、開かれた場所で1時間、2時間、半日だけでも、せめて首が座った子くらいから見ていただける施設を作っていたらと本当にありがたいと思います。</p> <p>人数は少なくてもいいと思います。お母さま方もなるべく予定を合わせていけばいいことなので、1日1人限定とかでもいいと思うのですが、そういうシステムが今思うにはないかなと。そういう意見があるということ把握していただくとありがたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>いくつかの問題があると思いますが、1つはファミリーサポートセンターが市民の方に安心して利用していただけるような周知についてです。ファミリーサポートセンターを利用して一番安心なのは、子どもをマンツーマンで見てもらえるということです。子どもでいっぱい保育所の保育室に、新しい子が1人入ってきただけでリスクが高まることもありえますし、保育所でそういった預かりができる余地があるのかという問題もあります。だからその両方を踏まえて検討すべき点があるということ、今の御意見から私も思いましたので、今のような利用者支援事業にニーズがあるということについて、何らかの具体的な方策を検討していただきたいと思います。ひとり親家庭だと、誰かに頼むことができないという前提ですし、数は少なくてもその方にとっては非常に切実な問題だと思います。</p> <p>そういったことを考えに入れて、また、企業もどのように努力で</p>

	<p>きるのかということも含めて検討していただきたいと思います。こういった要望については利用者支援事業に相談に行けばいいとすぐわかるように、市民の方にしっかりと伝わっていることが重要だと思います。</p> <p>利用者支援の部署で相談者により適切なサービスを紹介できるとよいと思うので、子育て支援について、市民の方が広く理解できるような機会が必要だと思います。たとえば子育て支援についてのイベントを行って、ファミリーサポート会員の方が活動の発表をしたり、受講した研修の紹介をしたりしたら、市民の方も安心するのではないのでしょうか。子ども・子育て会議で検討中の事案や市として進めている事業の紹介などを行ったり、幼稚園や保育所がブースを出して園の紹介をしたり、地域の学生さんが来て子どもたちと遊んだり、専門家に来てもらって発達の相談をすることができたりと、親子を集めて、今行われていることの紹介や利用できるサービスが身近にあることを宣伝することが必要なのかなと感じます。</p> <p>こういったことについて、何か方策がないか、ご検討いただければと思います。</p>
<p>事務局 (こども未来課長)</p>	<p>公設・公営で新たに預かる施設を新設するとなると時間や費用などの課題も多く、まずは今あるファミリーサポートセンターなどの施設が、会長がおっしゃるように安心、安全に利用できるようなサービスであるという意識付けなどのところに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>泉原委員</p>	<p>私にも小学校2年生の子どもと幼稚園年中組の子どもがいるので、利用させていただいた施設のことを振り返って思ったことです。</p> <p>下の子は保育園も利用させてもらっていて、1歳児クラスから年少組まで利用させていただきましたが、尾張旭市の保育園には民間と公立の保育園があつて、内容にかなり差があるなということを実感しました。最後は公立保育園に通っていましたが、あまり教育的な要素が、子どもに対しても保護者に対しても足りていないと感じていました。今、保育所の課題はどちらかというところの数の確保の方に注目が集まっていますが、保育所には幼児クラスと未満児クラスとがあつて、幼児の課題、未満児の課題はそれぞれ違うのではないかと思います。</p> <p>幼児に対しては、今、幼児教育が無償化になって、幼稚園に通っ</p>

	<p>ている子のお母さんたちは、幼稚園の月謝が無償化になった代わりに習い事を追加したりなど、より教育的なことに力を入れてあげられるようになってきている一方で、公立保育園だとあまりそういうことがなくて、公立保育園に通わせているお母さんから、もう少し保育園にいろいろなことをやってほしいという意見を耳にします。ですから、もう少し検討していただけるといいなと思います。</p> <p>小学校に入ってからですが、特に1年生、2年生の低学年だと、学校から帰ってきてからの過ごし方に、まだまだ課題が残っているなと思います。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる、名古屋市で行われているトワイライトスクールのようなものがあるといいという声をよく聞くので、先ほど認定こども園のようなものを積極的に進めた方がいいという意見が出ていたのにはすごく賛成です。その延長で、小学校の低学年児童も保護者が働いている、いないにかかわらず、交流しながら放課後を過ごせる仕組みができるといいのではと思います。高学年になると部活などで子ども同士が考えて過ごす時間が増えるので、そこまでしっかり準備をしなくてもいいのかもしれませんが、低学年のうちはそういう預かり施設があるといい、という意見はよく聞きます。</p> <p>ファミリーサポートセンターについてですが、私も利用したいなと思って問合せまではしたことがありますが、やはり最後のところで使い勝手がよくないと断念しました。近隣に、民間が運営している1時間600円ほどで預かってくれる施設があるので、保育園や幼稚園がお休みの日はそういうところを利用していますが、本当はファミリーサポートセンターがもっと上手に使えるといいのにはと思います。</p> <p>その民間の預かり施設について、私はたまたま口コミで知りましたが、ご存じない保護者の方も大勢いると思います。市がすぐにそういう預かり施設などを準備できないとしたら、民間の預かり施設の案内とか、今ある民間の施設と協力して一時預かりを増やしてもらうなどをすると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>最初におっしゃった、幼児教育の在り方に関して、保護者の方が、何かの習い事をされることを教育だと思われるのは普通だと思いますが、専門家としては、それは違うと考えております。お稽古事をすると賢くなれると言われるのは、研究の中で実はそうではないことが分かってきていて、たとえばある調査によると、幼児</p>

期にすごく遊んだりたくさん質問をしたり、生き物にたくさん触れている子どもの方が、小学校に入学してから、授業中に集中できる割合が高いという調査が出ています。

今後の不透明な社会の中で、子どもたちがいろいろなことに関心を持ったり、努力したり、お友達と話しながらなんとか人生を生き抜いていくための力の基礎を作るときに、実はしっかり遊んでいるか、質の高い遊びをしているかの方が重要だとわかってきています。何かお稽古事をするとう教育的なサービスを受けられると思ってしまうがちですが、決してそうではないのです。それは保護者のことを責めているのではありません。保護者は専門家として調査しているわけではありませんから。

現場からもいろいろと聞かされていると思いますが、今までの御意見を聞いていると、先ほどのようなイベントで、子どもが虫と遊んだり、お友達と相談したり話し合ったりしながらいろいろなを作ったりすることは、実は色々なことを学んでいるのだといったことがちゃんと伝えられれば、もしかして十分じゃないのかなと思えてきます。私たちのような立場の人間も責任の一端がありますから、最近では保護者に向けて、今からの教育の在り方について講演してくださいという依頼も増えてきています。

どうやってお友達と協力するのか、どうやって社会と関わっていくかということが重要になってきていて、考え方がどんどん変わり始めています。市としてもそれを踏まえて、ちゃんとお伝えしていただきたいと思います。

この会議には校長先生も園長先生もいらっしゃるので、そういった人たちと一緒に、保護者の方にこれからの教育はこういったことを重視していきますということが伝わるように、安心して保育園、幼稚園や学校に来ていただけるような形で、市としても考えていただければなど、思います。

そういう感じ方がおありだということを、とても勉強になりました。貴重な御意見をありがとうございました。

活発に御意見をいただきありがとうございました。こちらの部分については、説明にもありましたとおり計画に必須の記載事項ですので、県との事前協議を順次進めていただくとともに、協議内容を適切に反映いただければと思います。

それでは、議題の(4)「本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項」につきまして、事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 (こども未来課長補佐)</p>	<p>議題(4)の「第7章の施策の展開」についてです。資料2の裏面(2ページ)の項目3をご覧ください。</p> <p>第7章 施策の展開では、本日の議題(2)第5章の中でもご説明させていただいた主要課題の解決に向け、子ども・子育て支援事業計画第1期の進捗状況や、これまでの会議で皆様からいただきました御意見のほか、本市の各種施策の事業所管課における第2期計画期間中の実施意向などを総合的に勘案しまして、ひとまず事業の方向性及び施策の内容をこども未来課で調整しております。</p> <p>なお、本日皆様に御提示させていただいております第7章の内容と同様なものを、各種事業の関係部署である庁内の保育課、こども課等に対しても、11月25日を期限として記載内容の確認について照会しておりますので、その回答の結果、今後変更することもございますので御承知おきいただけたらと思います。</p> <p>また、今回の第2期計画の7章では、事業の方向性及び施策の内容等について、第1期計画と比べ、より分かりやすい、見やすいものとするため、表のレイアウト等についても見直しをしております。</p> <p>今回のレイアウト部分について見直した内容につきましては、第一期計画の冊子をお持ちの方は、見比べていただけるとより分かるかと思いますが、まずはお手元の計画書案の8ページ、第7章施策の展開をご覧ください。</p> <p>タイトルの「第7章 施策の展開」の下に、「基本目標1 子どもの教育・保育環境の充実」、その下行に「施策1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実」があり、その下にある表が、その施策に関連する各種事業になります。</p> <p>今回からは、その各種事業の今後の方向性、新規・拡充していく事業なのか、または維持・継続していく事業なのかを、分かりやすく、見やすくするため、各種事業を新規・拡充事業の表と、その下にある維持・継続事業の表に分けることにしました。</p> <p>また、表の項目等についても本市の第5次総合計画で用いられている表の項目等を参考にしまして追加しております。</p> <p>具体的には各種事業についての主体的な実施者が誰なのかを明確化するため、表の左から3列目に実施者の欄を加えたほか、実施者欄の2つ右の列にある「現状値」も、5年後の目標値と比較できるように追加しております。</p>
----------------------------	---

	<p>第1期計画の冊子では、尾張旭市第5次総合計画のどの分野の事業と第7章の各種施策の事業とが関連しているのかが、第5次総合計画の冊子等と見比べないと分かりづらかったと思われるので、資料1 1ページにありますように、今回から参考として、基本目標ごとに関連する第五次総合計画の基本事業も併せて記載することにしております。</p> <p>基本目標は6つ、施策は19、その施策に関連する事業は合計113事業とかなりの数に及びます。</p> <p>委員の皆様がの所属先に関連する基本目標、施策、事業等に関してのみだけでも構いませんので、本日の会議において追記、変更して欲しい箇所等、お気づきの点などがありましたら御意見をいただけたらと思います。</p> <p>また、資料2の裏面(2ページ)の項目3 ※印に記載してありますように、当該議題につきましては、本日の会議以降でも結構ですので、もしお気づきの点などがございましたら、お手数ですが別紙2に記入していただきご回答いただけたらと思います。</p> <p>なお、本日及び会議以降にいただいた御意見、ご提案などにつきましては、できるだけ当該計画に反映させていただきたいと考えておりますが、冒頭でも申しましたように、今回の掲載事業については所管課にも確認の依頼をしておりますので、調整の結果、全ての御意見等が反映できない場合もあるかと思っておりますので、その際はご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で議題(4)の説明を終えさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>今日出てきた意見を踏まえて少し書きぶりを変えられるところがあつたら、御意見等いただけるとよいと思います。たとえば、素案1 2ページ、ファミリーサポートセンターの欄に「制度のPRを引き続き継続して行います。」とありますが、「一層強化する」形の方がよろしいかと思ひます。</p> <p>今回は資料の多さから、この場で御意見をいただくのは難しいと思ひます。全て詳細に添付することはできませんので、委員の皆様との関係や関心がおありのところ、これだけは入れておいてほしいことなどがあれば改めてゆっくりご確認いただひて、後日お伝えいただくという形で、委員の皆様よろしくお願ひいたします。</p> <p>出てきた意見の修正点について、会長の方に報告していただくことは可能ですか。御意見をどのように修正を施したか、あるいは修正してないのか、御報告いただける期間が短くてもいいので、あ</p>

	<p>るとありがたいです。委員の皆さんの御意見でそれについて掲載することができないものがあつたときに、私としては「この意見は事情により掲載できませんが、このように活かしていきます」など、次回皆さんに報告できるようにそれを理解しておきたいのと、もしかしたら、内容によっては掲載した方が良いものもあるかもしれないからです。</p> <p>そういうことを踏まえて、県との協議、またはパブリックコメントに向けた案の策定に向けていくこととなりますが、私の方でも、市とコミュニケーションをとりながら進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>この議題に対して今日は一旦閉じさせていただくことを委員の皆さんに了解いただけたらと思います。</p> <p>本日の議題は、以上で終了しました。次に、次第の3「その他」について、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局 (こども未来課長補佐)</p>	<p>事務局から連絡及び報告事項が3点ございます。</p> <p>1点目、ランドセル来館の実施状況等について</p> <p>2点目、オレンジリボンキャンペーン(児童虐待防止推進月間)の取組周知について</p> <p>3点目、次回の会議予定について</p> <p>この3点でございますが、まず、ランドセル来館の実施状況等についてご説明いたします。</p>
<p>事務局 (こども課長)</p>	<p>こども課長の後藤です。</p> <p>ランドセル来館の施行後の状況についてご説明させていただきます。</p> <p>前回の子ども・子育て会議の最後の議題となっておりました、放課後の居場所づくりにつきまして、児童館のランドセル来館が10月7日月曜日から試行という形でスタートいたしました。皆様から様々な御助言、御協力をいただきまして、試行を開始することができました。ありがとうございました。約1か月を経過しまして、現在の状況などを報告させていただきます。</p> <p>現在、8小学校区で24名の児童が利用申し込みをされています。最も登録人数が多いのが本地小学校で6人、東栄小学校では残念ながら0人となっています。利用状況は、今は毎日利用するお子さんはおらず、月、木、金曜日とか、月、火、木曜日とかいう形で利用されています。本地原小学校では、学校から児童がまとまって来館するようになったと聞いています。</p>

	<p>館内での過ごし方につきましても、他の友達が一旦家にランドセルを置いてから来館するまでの間は、図書室で宿題をしたり、漫画を読んだりなどして過ごし、友達が来館した後は遊戯室で体を動かして遊ぶといったような光景が見られるなど、徐々に子どもさんたちも慣れてきたのかなと思っております。保護者の方につきましても、当日の休みの連絡も特に問題なく行われております。</p> <p>来年度の申し込みの受付につきましては、11月25日月曜日から来年2月14日金曜日までを予定しています。今後につきましては、利用者の保護者の皆様方の意見を参考にしながら、より安全で利便性の高い内容にしていければと考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>事務局 (子育て支援室長)</p>	<p>子育て支援室長の三浦です。</p> <p>オレンジリボンキャンペーンについてご案内申し上げます。</p> <p>平成19年11月に児童虐待防止法が施行されたことにより、厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、全国で児童虐待防止のための広報や啓発活動など、さまざまな活動を集中して行っております。児童虐待につきましては将来にわたって子どもの心身に深い傷を与え、時には尊い命が奪われる事件が起こるなど、大きな社会問題になっております。</p> <p>本市でもオレンジリボンキャンペーンとして、市役所1階ロビーにおきまして、子どもたちに向けたメッセージカードの展示を行っております。委員の皆様方におかれましても、ぜひご覧いただきますとともに、もしお時間がございましたら、ロビーには記載台も設けてございますので、メッセージをいただけたらと思います。</p> <p>また、チラシでお配りさせていただきました子育て支援フォーラムにつきましては、11月23日土曜日に、親子で楽しもう子育てフォーラムを開催させていただきます。こちらにつきましては、おかげ様で整理券の配布はすべて終了となっておりますが、こういった機会を毎年展開してまいりますので、参加いただけるとありがたいと思います。</p> <p>城山公園にございますスカイワードあさひでは、今月の期間、オレンジのライトを点灯しております。11月12日から25日までは女性に対する暴力をなくす運動の実施期間と重なっており、本日25日までは紫色が点灯しており、26日からはオレンジ色が点灯いたしますので、お通りになった際にはご覧いただけると</p>

	<p>ありがたいです。</p> <p>オレンジリボン運動は子どもの虐待のない社会の実現を目指す運動でございます。このオレンジリボンはそのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。</p> <p>本日は子育て支援室の職員が手作りいたしましたオレンジリボンを皆様の机に配布させていただきましたので、ご活用いただければと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局 (こども政策係)	<p>次回の会議予定についてお知らせいたします。次回は第4回、今年度の最終回となります。次回は令和2年2月10日月曜日午後1時30分からを予定しております。資料等につきましては別途、調整次第送らせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
会長	<p>ただ今の事務局からの連絡等について、ご質問・確認等がありましたら、発言をお願いします。</p>
泉原委員	<p>児童虐待防止推進月間のチラシに、車内放置しないでとありますが、保育園や児童クラブの送迎の時に、お母さんはその施設を利用するお子さんを送っていき、そうでないお子さんはエンジンをかけたままの車の中でテレビを見せて待たせているという光景をよく見かけます。小学生だと、車をもう動かしてしまうのではないかという心配もあります。もっと周知をした方がいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>子どもの安全を第一に考えて、各施設で周知していただければと思います。</p> <p>本日は、長時間に渡ってご議論いただきありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第3回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様、議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。</p>
全員	<p>ありがとうございました。</p>

令和元年度 第3回尾張旭市子ども・子育て会議次第

日時 令和元年11月18日(月)

午前10時から

場所 尾張旭市役所2階 201会議室

1 開 会

2 会長の選出

3 議 題

第2期子ども・子育て支援事業計画案について

(1) 今後のスケジュール 資料1

(2) 前回会議での内容を踏まえた変更点 資料2 (項目1)、別紙1

第5章 計画の主要課題

第6章 計画の基本的な考え方

第9章 計画の推進

(3) 本日の会議内で御意見をいただきたい事項 資料2 (項目2)

第8章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策について

(4) 本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項 資料2 (項目3)、別紙2

第7章 施策の展開

4 その他

5 閉 会

尾張旭市子ども・子育て会議委員名簿(令和元年11月1日～)

氏名	所属等	備考
矢藤 誠慈郎	和洋女子大学	
安藤 郁子	瀬戸旭医師会	
石田 洋子	愛知県瀬戸保健所	
速水 一美	尾張旭市小中学校長会	
近藤 信綱	愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部	
加藤 多美	社会福祉法人いしずえ会	
水野 寿美代	尾張旭市学童クラブ連絡会	
神野 みつ美	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
堤 幸	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	
梶川 喜和子	尾張旭市地域活動連絡協議会	
冨田 紀子	尾張旭市子ども会連絡協議会	
藤田 政克	日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社	
泉原 沙弓	市民公募	
清水 真奈	市民公募	

(順不同・敬称略)

事務局

氏名	所属・職名	備考
阿部 智晶	こども子育て部長	
松野 宏美	こども未来課長	
加藤 剛	保育課長	
松本 真理子	保育課指導保育士	
後藤 収	こども課長	
三浦 明美	こども課子育て支援室長	
齊場 哲也	こども未来課長補佐	
久野 善之	保育課保育係長	
小椋 基美	こども課こども係長	
峯村 駿	こども課こども係	
竹内 雄紀	こども未来課こども政策係	

計画策定に関する今後のスケジュール

項目 時期	尾張旭市第2期子ども・子育て支援事業計画（構成：第1章～第9章）	
	基本的記載事項 (国の基本指針に基づく義務的な記載部分)	市町村の任意記載部分
	第8章	第1章～7章、第9章
11月	庁内での内容確認 委員各位への計画書案の事前配布	
	第3回子ども・子育て会議での意見聴取（11/18）	
12月	県との事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員からの追加の意見聴取（主に施策部分について） ・庁内での内容確認
	県との事前協議内容及び各意見聴取の内容を反映	
1月	パブリックコメント（12月～1月）	
	パブリックコメントの内容を反映	
2月		
	第4回子ども・子育て会議での答申*内容決定（2/10）	
3月	計画策定完了	

※ 答申：諮問に対して意見を申し述べること。

第 2 期子ども・子育て支援事業計画（案）について

1 前回会議での内容等を踏まえた変更点（議題 2）

(1) 第 5 章 計画の主要課題

【変更点】

- ・市が主要課題として捉えている事柄について、行政だけでなく市民や関係団体の方とも共有できるよう、箇条書きの表現からより詳細な内容に変更しました。
- ・主要課題と各施策の連動性を高めるため、対応する基本目標と記載ページを明記しました。

(2) 第 6 章 計画の基本的な考え方

【変更点】

- ・計画の推進に当たっては、関係団体や地域の方との連携が重要であることを明確にするため、「5 目標の達成に向けた協働による事業の実施」の項目を追記しました。

(3) 第 9 章 計画の推進

【変更点】

- ・第 1 期計画の内容と比べ、安心した妊娠・出産・子育てに結びついていくことをより意識し、「情報が充実し、見やすく、必要な情報にアクセスしやすい情報提供の実施」を追記しました。
- ・庁内の福祉・教育・保育・健康分野の各課等や関係団体等が子ども・子育てに関する課題を共有し、課題解決に向けた取組をさらに推進できるよう「2 分野横断的な施策推進のための各種会議の活用」を追記しました。
- ・上記の推進体制を踏まえて、年間の計画推進に係るスケジュールを追記しました。

※ 前回会議意見の反映状況は、**別紙 1**のとおりです。

2 本日の会議内で御意見をいただきたい事項（議題 3）

第 8 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策について

- ・国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号））において、市町村が必ず記載することとされている事項を、第 8 章に集約しています。
- ・本日の御意見の内容を反映し、県との事前協議に関する事務を進めます。

（裏面へ）

3 本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項（議題4）

第7章 施策の展開

- ・第5章に掲げる主要課題の解決に向け、第1期計画の進捗状況やこれまでの会議内での御意見、事業所管課における第2期計画期間中の実施意向などを総合的に勘案して、事業の方向性及び施策の内容をこども未来課で調整しました。
- ・記載してある施策に関することや追記など、変更が必要な事項などがありましたら、御意見をいただきたいと思えます。

※ 当該議題については、本日の会議以降にも御意見をお待ちしております。お気づきの点などがありましたら、**別紙2**「第7章施策の展開に対する御意見について」にて、こども未来課宛に郵送・FAX・直接のいずれかで御回答をお願いします。（11月29日（金）まで）

なお、いただいたご意見につきましては、できるだけ計画への反映に努めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

	御意見の要旨	発言者	計画への反映状況
1	計画策定に当たって、子どもから直接意見を聞ける機会を設けてはどうか。	近藤委員 (私立幼稚園連盟)	「第9章計画の推進」の2「分野横断的な施策推進のための各種会議の活用」を新たに追加しました。
2	市の子ども・子育て支援施策をよりPRする方法を検討してはどうか。	矢藤会長 (岡崎女子大学)	「第9章計画の推進」の1「計画の周知・理解」において、周知内容の充実を図りました。
3	量的な保育体制の確保の視点のみに留まらず、「地域で子育てを行う」という視点も重要であると考えている。特に家庭教育の視点で、大人が子どもをどう教育していくのかを学ぶことなども重要であると思う。事業の量的な確保だけでなく、質的水準を高めることも必要であると思う。	矢藤会長 (岡崎女子大学) 金森委員 (瀬戸旭医師会)	「第5章計画の主要課題」の各課題の記載内容について充実を図りました。
4	計画内容そのものについて、綺麗な文言だけでなく、市の実態に則した記載であると望ましいと思う。計画を読んだ人も綺麗に読み進めるのではなく、身近な課題に対する計画であると感じながら、地域に暮らす一人として、少しでも地域と繋がっていけるようなより踏み込んだ内容となるとよいと思う。		
5	教育・保育・福祉などの各分野との縦横の連携は計画の推進に当たっては必須であり、そのための体制づくりが重要である。切れ目のない支援が確実に実施されるような計画であってほしい。	矢藤会長 (岡崎女子大学)	「第9章計画の推進」の2「分野横断的な施策推進のための各種会議の活用」を新たに追加し、3「計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法」の充実を図りました。
6	市が抱える課題や困りごとなどに応じた事業提案があれば、所属団体としても何かしら対応を検討することができると思う。	富田委員 (子ども会連絡協議会) 神野委員 (民生委員児童委員協議会)	現時点での本市の課題を共有できるように、「第5章計画の主要課題」の各課題の記載内容について充実を図るとともに、「第9章計画の推進」の2分野横断的な施策推進のための各種会議の活用を新たに追加しました。
7	最終的に計画の施策の体系を一瞥できるような一覧表があるとよいと思う。	矢藤会長 (岡崎女子大学)	施策の体系に関する一覧表を別途作成します。
8	計画推進の段階においては、課題に対して各団体が気持ちを出し合える場（実現できる事業を検討する場など）を設定してはどうか。	矢藤会長 (岡崎女子大学)	「第9章計画の推進」の2「分野横断的な施策推進のための各種会議の活用」を新たに追加しました。
9	計画策定に当たって、個別に会議委員の方の声を拾い上げる検討部会的なワークショップを開催してはどうか。または、計画推進の体制として、当該ワークショップを定期的で開催する仕組みを盛り込んではどうか。	矢藤会長 (岡崎女子大学) 加藤委員 (いしずえ会)	

第7章 施策の展開に対する意見について

(氏名：)

施策の番号及び名称	意見内容
(例) 施策1-2 豊かな心・健やかな体を 育む幼児教育の環境の充 実	(例) ・〇〇に関する施策を追加してはどうか。 ・〇〇の施策の事業方向性は「拡充」のほうがよいのではな いか。 など

※ この用紙によらず、任意の様式で作成いただいても構いません。

<提出方法>

紙面をこども未来課宛に郵送・FAX・直接のいずれかで提出してください。

<提出期限>

令和元年11月29日(金)

(案)

第5章 子ども・子育てに関する本市の主要課題

子育て支援施策の実施状況、尾張旭市子ども・子育て会議での審議内容、ニーズ調査の結果等から、本計画の主要課題は次のようにまとめられます。これらの主要課題を、本計画期間中に特に対応すべき課題と捉え、第6章「基本的な考え方」に基づき、第7章「施策の展開」にて各課題に対応する施策を実施します。

◇ 子どもの教育・保育環境に関する課題

【保育所等の待機児童対策】

保育所等への入所において待機児童が発生しており、早急な解消が求められています。

【保育サービスの充実、保育所等の整備など】

家庭や子どもの状況に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの継続や充実が必要であるとともに、保育施設及び設備の老朽化に伴い計画的な施設整備等が求められています。

【教育現場での児童の健全育成に関する取組、いじめへの対応、コミュニケーション能力の向上など】

通信機器技術の進歩など、近年の子どもたちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、教育現場でのいじめの形態が多様化・複雑化するなど新たな課題が発生しています。そのため、児童自身が自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を確実に育成するとともに、児童が互いの違いを認め尊重し合う人権意識の高揚と関わり方の教育がより一層求められています。



「基本目標1 子ども・保育環境の充実」に対応 (p.〇〇～p.〇〇へ)

◇ 地域における子育て支援に関する課題

【市の子ども・子育て支援に関する取組の周知、子育てに関する相談をできる場の提供、親が子育てを学ぶ機会の提供】

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭内だけでは解決しにくい悩みや不安、負担感を感じる保護者が増加しています。子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消、さらには保護者の方の子育て力の向上のためには、まずは市の子ども・子育て支援に関する事業をより知ってもらい相談する方を増やす取組が必要であるとともに

に、同様の思いを持った保護者が相互に情報交換や相談を行うことが出来る場の提供や支援が求められています。

【放課後児童健全育成事業の拡充、児童館事業の継続及び充実、放課後子供教室の推進】
共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、放課後の児童の預かりの需要はさらに増加しており、小学校区によっては公立児童クラブの入所に待機児童が発生しています。また、自由な遊び場そのものの減少や放課後の犯罪被害の多発により、安全で安心な放課後の居場所づくりがより一層求められています。さらに、地域のつながりが希薄化している近年においては、地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要となっており、社会総掛かりでの教育実現が求められています。

【家庭教育の支援、地域の教育力の向上、子ども会活動の支援】

子どもの人格形成の原点は家庭にあり、幼児期から生活習慣を身に付けさせ、親が親として学び育つための支援を行っていくことが必要です。かつては地域内での異年齢・世代間の交流や活動を通して培われてきた部分が大きかったですが、近年では、地域のつながりの希薄化だけでなく、地域活動や行事の担い手など、地域で子どもを見守り育てるためのマンパワーそのものが減少傾向にあります。そのため、これらの活動の継続や充実に対して支援していく必要があります。

【交通安全の確保、安心して外出できる環境の整備】

子どもの成長にとっては、子育て家庭が子どもと一緒に安心して外出を楽しめ、のびのびと遊べる環境づくりが求められています。さらに、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。



「基本目標2 地域における子育て支援の充実と安全の確保」に対応 (p.〇〇～p.〇〇へ)

◇ 配慮を要する子ども・家庭に関する課題

【相談窓口の周知、医療体制の充実、医療的ケア児に対する支援】

障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、その子の発育に応じて地域の中でいきいきと暮らせるよう支援していくとともに、発達が気になる子どもを早期に発見し、関係機関の支援につなげていくよう、支援していく必要があります。また、配慮を要する子ども・家庭においては、保護者の方の急病などが特に大きな影響を与え

る場合もあり、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりのために、関係機関との連携が求められています。

【児童虐待・DV相談事業の充実】

児童虐待及びDVは、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、特に児童虐待は最悪の場合命を奪われることにもなります。そのため、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域連携会議の取り組みを強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていく必要があります。

【ひとり親家庭への経済的支援、ひとり親家庭への就労支援】

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難には大きなものがあり、例えば、母子家庭では、出産後に家族のサポートがないなどの負担があります。ひとり親世帯は、母子・父子ともに増加を続けており、ひとり親家庭の日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図っていくことが求められています。



「基本目標3 配慮を要する子ども・家庭への支援」に対応 (p.〇〇~p.〇〇へ)

◇ 親と子の健康に関する課題

【行き届いた妊娠・出産・子育ての支援、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の推進、医療費助成制度の充実、かかりつけ医制度の普及】

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。これらの母親への支援が行き届かないことで、産後うつなどの実際の病状へとつながってしまう場合もあります。母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長のためにも、全ての家庭に行き届いた妊娠・出産・子育ての支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援によって不安なく市内で暮らし続けられる環境づくりが求められています。



「基本目標4 親と子の健康の確保及び推進」に対応 (p.〇〇~p.〇〇へ)

◇ 子育てと仕事の両立に関する課題

【男女共同参画社会の実現、ワーク・ライフ・バランスの啓発、ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備の推進】

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加する中で、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向きあえるよう、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）が図れるような職場環境の整備が求められています。



「基本目標5 子育てと仕事の両立支援」に対応 (p.〇〇~p.〇〇へ)

◇ 子どもの権利擁護に関する課題

【こどもの権利を守る取組の実施】

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、子どもの基本的人権は国際的に保障されるものであり、その前文において「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきである」とされています。子どもが虐待や育児放棄、いじめ被害など、その基本的な権利が侵害されることを予防し、子どもが安心して育つまちづくりを推進する必要があります。



「基本目標6 子どもの権利擁護」に対応 (p.〇〇~p.〇〇へ)

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

これまで本市では、子ども・子育て支援法の趣旨を鑑み、少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援施策を推進し、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしてきました。

また、国が定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されることが大切とされるよう良質かつ適切な内容及び水準の支援が必要であるとされています。

第2期子ども・子育て支援事業計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、近年の制度の施行状況や関連施策の動向、そして第5章に掲げる本市の主要課題を勘案して、施策分野の枠を超えた子ども・子育てに関する各施策を実施します。

尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」を継承

2 基本理念

みんなで支えあう

すべての子どもがすくすくのびのびと育ち、

子育てしやすいまち 尾張旭

子どもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、生まれてすくすくと育ちつつある一人ひとりの子どもです。その子どもたちが今を豊かに生活し、自らの将来や地域の未来に向けて、夢を羽ばたかせるために社会全体で支え、育んでいくことが今後も求められます。

本市では、第1期計画において「みんなで支えあう 子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい 住みよいまち・尾張旭」を基本理念に掲げ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまちをめざして取り組んできました。

本計画では、これまで取り組んできた子ども・子育てに関する事業のさらなる充実を図るとともに、子どもを地域全体で安心して育てることができる環境を整え、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望が持てる、そして子育て世代に選ばれる尾張旭市の実現をめ

ざします。また、上位計画である尾張旭市第五次総合計画で掲げる将来の都市像や計画人口実現のためのチャレンジ（働きながら子育てしやすいまちをめざします、次代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします）の実現に向けた部門別計画としての施策の推進を図ります。

これらの考えを踏まえ、基本理念を「みんなで支えあう すべての子どもがすくすくのびのび育ち、子育てしやすいまち 尾張旭」と定めます。

3 基本目標及び施策の体系

基本理念である「みんなで支えあう すべての子どもがすくすくのびのびと育ち、子育てしやすいまち 尾張旭」の実現に向けて、以下の6つの基本目標及び施策の体系を設定します。

基本目標1 子どもの教育・保育環境の充実

施策1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実

施策1-2 豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実

基本目標2 地域における子育て支援の充実と安全の確保

施策2-1 地域における子育て支援サービスの充実

施策2-2 子育て支援のネットワークの充実

施策2-3 児童の健全育成

施策2-4 家庭や地域の教育力の向上

施策2-5 子どもを育てる意識の醸成

施策2-6 安心して外出できるための環境の整備や活動の推進

基本目標3 配慮を要する子ども・家庭への支援

施策3-1 児童虐待防止対策の充実

施策3-2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援

施策3-3 ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

基本目標4 親と子の健康の確保及び増進

施策4-1 子どもと親の健康確保

施策4-2 「食育」の推進

施策4-3 思春期保健対策の充実

施策4-4 小児医療の充実

基本目標5 子育てと仕事の両立支援

施策5-1 育児休業等制度の周知と利用促進

施策5-2 男女共同による子育ての推進

基本目標6 子どもの権利擁護

施策6-1 子どもの権利を擁護する意識の向上

施策6-2 子どもの意見表明・参加の促進

5 目標の達成に向けた協働による事業の実施

各基本目標の達成のためには、行政が事業を推進するだけでなく、地域の担い手である関係団体等との協働は必須です。そのため、各事業の進捗管理に当たっては、協働を意識して取り組みます。

6 重点的に取り組む事業の視点

第2期計画では、以下の視点から重点事業を設定し、さらに効果的な施策の推進につなげます。

(1) すべての子どもが、健やかに成長できる環境づくり

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、障がい、疾病、虐待、貧困などで社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対しても支援を推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

(2) すべての保護者が、子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望が持てるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目ない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

(3) すべての人が、「地域で子どもを育てる」ことに関わる環境づくり

地域、企業、学校、行政などの社会全体が、世代間を超えて、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

第7章 施策の展開

基本目標1 子どもの教育・保育環境の充実

施策1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
通常保育の 充実 【確保方策 と連動】	・保育所の新設又は既存保育 所施設の建替え等に伴う定員 の拡大等により、待機児童の 解消をめざします。 ・定員拡充に当たっては、各 年齢の人口の増減の動向に注 視し、適切な量の確保に努め ます。	行政 事業者	0歳児の定員数 【人】	87	98	保育課
			1～2歳児の定員 数【人】	469	488	保育課
			3歳以上児の定員 数【人】	1,115	1,229	保育課
サポート保 育の推進	・サポート保育ニーズの高ま りを受け、実施園の拡大を検 討します。 ・通常保育の定員拡充に合わ せたサポート保育枠の確保に 努めます。	行政 事業者	サポート保育の実 施園数【園】	12	15	保育課
一時保育の 充実 【確保方策 と連動】	・一時的に親が保育できなく なった未就園児を対象に、保 育所等で子どもを預かるサー ビスを行います。 ・保育ニーズに対応するため、 サービス内容や実施場所の増 加について検討します。	行政 事業者	一時保育の実施か 所数【箇所】	5	7	保育課
			一時保育の定員数 【人】	50	70	
			一時預かり事業の 利用件数【人日】	(新規)	7,342	
保育環境の 改善・充実	・老朽化した保育所の改修等 を計画的に実施します。	行政	尾張旭市保育所整 備・改修計画に基 づく修繕・改修を 実施した園の総数 【園】	(新規)	6	保育課
			整備計画に基づき 整備した保育園設 置のエアコンの総 数【台】	(新規)	28	保育課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
延長（時間 外）保育の実 施 【確保方策 と連動】	・利用者ニーズの把握に努め るとともに、引き続き延長 （時間外）保育を実施しま す。	行政 事業者	延長（時間外）保 育の実施園数【園】	17	17	保育課
			延長（時間外）保 育の実利用者数 【人】	(新規)	203	保育課
休日保育の 実施	・多様な保育ニーズに対応す るため、引き続き休日保育 （日曜・祝日）を実施します。	行政 事業者	休日保育の実施園 数【園】	1	1	保育課

病児・病後児保育の実施【確保方策と運動】	・市民ニーズを把握しつつ、引き続き病児・病後児保育事業を実施します。	行政 事業者	病児・病後児保育の実施施設数【施設】	1	1	保育課
			病児・病後児保育の延べ利用児童数【人】	(新規)	475	保育課
小規模保育の実施【確保方策と運動】	・引き続き小規模保育事業所の運営を支援します。	行政 事業者	小規模保育事業の定員数【人】 ※「通常保育の充実」における0歳児及び1～2歳児の定員数に含まれる。	77	77	保育課
認可外保育施設の支援【確保方策と運動】	・待機児童対策として、引き続き認可外保育施設を支援します。	行政 事業者	支援施設の利用者数【人】 ※「通常保育の充実」における各定員数に含まれる。	12	10	保育課
保育士の資質・専門性の向上	・保育士等への研修や、保育内容等の自己評価、保育実践に関する調査研究等を進め、保育の質の向上を図ります。	行政 事業者	研修等への参加延べ人数【人】	900	1,100	保育課
保育料の軽減	・国、県等の動向を注視しつつ、引き続き同時入所3人目及び18歳から数えて3人目以降の3歳未満の児童について、保育料の軽減を図ります。	行政 事業者	保育料軽減の施策数	1	1	保育課
家庭的保育（保育ママ）の推進	・家庭的な雰囲気の中で、少人数（5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う家庭的保育（保育ママ）の推進を図ります。	行政 事業者	家庭的保育事業（保育ママ）の定員数 ※削除を検討	0	-	保育課
保育環境の改善・充実に向けた取組の実施	・引き続き保育所において自己評価を実施し、保育サービスの質の向上を図ります。また、第三者評価制度の導入を検討します。	行政 事業者	自己評価の実施園数【園】	15	15	保育課
教育・保育の提供体制の確保	・引き続き幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の施設型給付を行うことにより、幼児期の学校教育、保育の確保を図ります。	行政 事業者	計画期間中に新たに給付を受けた施設数【施設】	(新規)	2	保育課
子ども・子育て支援新制度を活用した幼稚園における一時預かり事業の実施支援	・幼稚園が子ども・子育て支援新制度を活用して、主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）を実施する場合、新制度へ円滑に移行できるよう引き続き支援を行います。	行政 事業者	市内幼稚園への情報提供	-	-	保育課

施策1-2 豊かな心・健やかな体を育む幼児教育の環境の充実

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子どもの個性に応じた学習活動の支援	・特別な配慮を必要とする児童生徒の学校内の生活支援・学習支援等や体験学習、調査活動等の補助をするため学校生活指導補助員を派遣し、支援します。 ・支援を必要とする肢体不自由児が安心して学校生活を送れるように、介助員を配置し支援します。	行政	補助員等の配置人数【人】	25	24	教育行政課
子どものニーズに応じた課外活動の充実	地域の方を部活動指導員や部活動外部講師として活用し、児童生徒がより部活動に興味を持って取り組めるよう充実に図ります。	行政 地域	学校体育・部活動の外部講師等を活用している校数【校】	12	12	教育行政課
			外部講師派遣時間数(小・中学校合計)【時間】	(新規)	2,055	教育行政課
不登校・いじめ等への対応	・いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域連携の下、未然防止に努めていきます。 ・一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。	行政 保護者 地域	不登校児童発生率【%】	(新規)	0.23	教育行政課
			不登校生徒発生率【%】	(新規)	1.8	教育行政課
適応指導教室の推進	・不登校の児童生徒を対象に、集団生活への適応を促し、学校への復帰及び社会的な立ち直りを支援します。 ・通室が困難な児童生徒に対しては、メンタルフレンドによる家庭訪問を実施します。	行政 保護者	不登校児童生徒のうち通室している者の割合【%】	9.5	19	教育行政課
スクールカウンセリングの充実	・各小中学校に配置されたスクールカウンセラー、相談員によるカウンセリング活動の充実に図ります。	行政	「心の教室相談員」への相談件数・来客数【人/年】	(新規)	10,000	教育行政課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
特別支援教育の実施	・障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を發揮し、将来的に自立した生活を送ることができるよう、引き続き特別支援教育を実施します。	行政	対象児童生徒がいる学校への特別支援学級設置割合【%】	100	100	教育行政課
学校教育におけるジェンダーに関する取組	・不必要な男女の区別を行わないようにします。	行政	男女混合名簿実施校数【校】	12	12	教育行政課

学校評議員制度の実施	・学校の運営について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞き、地域からの支援や協力を得て、引き続き開かれた学校づくりを進めます。	行政 保護者 地域	1校当たりの平均会議開催数【回/年】	3	3	教育行政課
学校教育における多様な活動の実施	・小中学校12校においてそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、引き続き創意工夫を凝らした特色ある学校づくりに取り組みます。	行政 地域	特色ある学校づくり実施校数【校】	12	12	教育行政課
幼児とのふれあい体験の実施	・保育所等における中学生の体験学習や学校との交流活動などにより、引き続き児童生徒が小さな子どもと接する機会をつくります。	行政	幼児とのふれあい体験実施校数【校】	12	12	保育課 教育行政課
職場体験などによる職業意識の醸成	・子どもの頃から勤労について関心を持たせ、職場体験学習などを充実させ、生徒の健全な職業意識の育成に努めます。	行政	職場体験実施中学校数【校】	3	3	保育課 教育行政課
幼稚園教育を受ける保護者への支援	・私立幼稚園に通う保護者に対し、授業料等の補助を行い、保護者の経済的な負担を軽減します。	行政	就園奨励費の支給 ※無償化に伴う内容の見直しを検討	-	-	保育課

＜参考：関連する第五次総合計画の基本事業＞

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値(後期)	後期目標値
基本事業1-3-2 保育サービスの充実と施設整備	・保育サービスの充実や施設の整備により、安心して子どもを預けられ、働くことができます。	保育園満足度	95.2%	95%
		保育園充足率	99.0%	100%
基本事業2-1-1 道徳性・社会性の向上	・道徳性・道徳的実践力が向上しています。 ・不登校となる児童生徒が減少しています。 ・いじめや不登校となった児童生徒・保護者に対して適切な支援ができています。	道徳・ルールを守る児童の割合	91.7%	96%
		道徳・ルールを守る生徒の割合	86.7%	88%
		不登校児童発生率	0.62%	0.23%
		不登校生徒発生率	3.23%	1.8%
		いじめ不登校等に関する相談への対応率(相談件数)	100% (27,813件)	100% (-)
		性行不良(触法行為を行うことや日常の行いが悪いこと)の生徒数	1人	0人

基本目標 2 地域における子育て支援の充実と安全の確保

施策 2 - 1 地域における子育て支援サービスの充実

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子育て広場・子育てサロンの実施	・児童館・保育所それぞれに開設している子育て広場・子育てサロンにおいて、引き続き子育て相談等の業務を実施します。	行政	子育て広場開設か所数【箇所】	9	9	保育課 こども課
			子育てサロン開放か所数【箇所】	13	13	保育課 こども課
子育てに関する相談・指導体制の継続	・こども・子育て相談において、育児やしつけの相談・性格上の相談・養育の相談・発達の相談・非行の相談等を実施します。 ・気軽に相談できるように、子育て中の人が集まる児童館等へ相談員が出向くなど、積極的にこども・子育て相談を行います。	行政	相談延べ件数【件】	1,657	1,500	子育て支援室
子育て支援センター事業の実施【確保方策と連動】	・子育てに関する情報の提供や、育児相談が気軽に受けられる体制づくり、子育て家庭のニーズに応じた講座の開催などを通して、総合的な支援窓口としての機能を継続するとともに、関係機関における連携強化に努めます。	行政	利用延べ人数【人】	30,555	29,344	子育て支援室
保育コーディネーターの配置	・保育を希望するかたの相談に応じて、適切な保育サービスの情報提供を行い、待機児童の解消をめざします。	行政	コーディネーター設置か所数【箇所】	1	1	保育課
子育て短期支援事業の提供体制の継続【確保方策と連動】	・家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院または児童養護施設において、一時的に児童の養育を行うことで、児童及びその家族の福祉向上を図ります。 ・必要とするかたに制度の周知を図るため、広報誌等でPRに努めます。	行政 事業者	利用者数【人／年】	0	14	子育て支援室
ファミリー・サポート・センター事業の実施【確保方策と連動】	・保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、登録説明会を開催して援助会員の確保に努めるとともに、制度のPRを引き続き継続して行います。	行政 地域	利用延べ人数【人】	1,504	1,409	子育て支援室

施策2-2 子育て支援のネットワークの充実

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子育て支援に関する情報提供の充実	・情報紙の発行や、広報誌、子育て応援メール、ポスター、チラシ等により、子育て支援事業の情報提供を行います。 ・インターネットで気軽に情報が入手できるよう、ホームページの内容の充実と迅速な情報の更新に努めます。	行政 保護者 事業者 地域	子育て支援に関する情報紙、広報誌への掲載回数【回/年】	101	100	子育て支援室
子育て世代包括支援センターの推進	・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のため設置している子育て世代包括支援センターの取組を推進し、庁内における子育て支援の連携・相互協力体制の充実を図ります。	行政	会議開催回数【回/年】	(新規)	4	こども未来課 保育課 こども課 子育て支援室 健康課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
利用者支援事業の継続【確保方策との連動】	妊娠期から子育て期の相談窓口である「あさびー子育てコンシェルジュ」（利用者支援事業母子保健型）の体制を継続します。	行政	利用者支援事業の実施箇所数【箇所】	(新規)	1	健康課
子育て支援ネットワークの活用	・子育て家庭に対するきめ細かな保育サービス、子育て支援サービスの提供が効果的・効率的に行われるよう、主任児童委員、保健師、保育士など子育てに関わる代表者による、地域の子育て支援のネットワークを活用します。	行政 保護者 事業者 地域	-	-	-	子育て支援室
子育て支援ボランティアの実施	・子育て支援センターをはじめ、さまざまな場において、子育て支援ボランティアの協力のもと、事業の充実を図ります。 ・広報誌等でのPRや、子育て支援講座受講者など、児童福祉に熱意のある市民に呼び掛けるなどして、子育て支援ボランティアの人材確保に引き続き取り組みます。	行政 地域	託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数【人】	115	115	子育て支援室

施策 2 - 3 児童の健全育成

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童・学童クラブの充実【確保方策との連動】	<ul style="list-style-type: none"> ・公立児童クラブの拡充や民間学童クラブの新設により待機児童の解消をめざすとともに、入所先の選択肢を増やすことで市民サービスの向上を図ります。 ・民間学童クラブの運営支援を引き続き行います 	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	児童クラブ・学童クラブの定員数【人】	970	1,346	こども課
			児童クラブ・学童クラブ数【箇所】	16	25	こども課
児童クラブの時間拡充・民間運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズに応じて、民間学童クラブのない小学校区において、公立児童クラブの利用時間を午後7時まで延長します。 ・市民サービス向上のため、公立児童クラブを民間運営に移行します。 	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者</div> </div>	時間延長実施児童クラブ数【箇所】	4	4	こども課
			民間運営へ移行した児童クラブ数【箇所】	3	4	こども課
児童館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携のうえ、多様化する利用者のニーズに則した児童館運営を模索し、施設環境の改善に努めることで利用者数の増加をめざします。 ・児童館で発達支援の必要な子どもや保護者への支援を関係機関と連携して充実に努めます。 ・指定管理者運営児童館数を増やし、市民サービスの向上をめざします。 ・児童館に関する情報が入手しやすいようホームページの内容の充実や子育て応援メールの配信など迅速な情報の更新に努めます。 ・老朽化した児童館の改修等を計画的に実施します。 	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	利用延べ人数【人】	120,996	150,000	こども課
			指定管理者運営児童館数【館】	3	4	こども課
			整備計画に基づき実施した改修等の件数(外壁・屋根・空調・内装・エアコンの改修等)【件】	(新規)	35	こども課
尾張旭市新・放課後子ども総合プランの策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、福祉及び教育の一体的な放課後の居場所づくりの推進に関する本市のプランを策定し、取組を推進します。 	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">保護者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	プラン策定数【計画】	(新規)	1	こども未来課 こども課 教育行政課 生涯学習課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童クラブにおけるサポート保育の実施	・利用者ニーズの動向に応じて、引き続きサポート保育を実施します。	行政	サポート保育の実施クラブ数	9	9	こども課
ブックスタート事業の実施	・6か月児健康相談の受け付けで絵本をプレゼントし、ブックスタートボランティアの協力を得ながら、ブックスタートの実演を行います。 ・ブックスタートを受ける親子の割合が増えるよう、6か月児健康相談の受診率を向上させるため、個人通知などで周知を図ります。 ・未受診者に対しても、未受診フォローの際に絵本を渡し、親子のコミュニケーションの大切さを伝えます。	行政 地域	6か月児健康相談を受けた親子の割合【%】	95.5	100	健康課
子どもの読書活動の推進	・子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域及び学校における子どもの読書活動を引き続き推進します。 ・読み聞かせに必要な知識や技術の習得を図るため、ボランティア養成講座を開催します。	行政 保護者 地域	読み聞かせの開催回数【回】	123	120	図書館
青少年の健全育成活動の推進	・地域協力員や市民団体と連携し、非行防止のパトロールや意識啓発活動を推進します。 ・青少年の有害環境対策を推進します。	行政 地域	日常パトロールの実施日数【日】	287	295	市民活動課 少年センター
			非行防止パトロールの実施回数【回】	22	16	市民活動課 少年センター
			地域協力員の人数【人】	397	400	市民活動課 少年センター
青少年悩みごと相談	・悩みを抱える青少年やその家族、非行を心配する保護者に対して、解決や立ち直りの助言や援助を行います。	行政	相談延べ件数【件】	328	400	市民活動課 少年センター
子育て家庭に対する手当の支給	・児童手当をはじめとする子育て家庭に対する手当を支給し、子育て家庭を経済的に支援します。	行政	子育て関連手当の受給延べ人数【人】	7,323	-	こども課

施策2-4 家庭や地域の教育力の向上

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子ども会活動の支援	・地域の子どもの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものとするため、新たな子ども会活動の支援方法を検討します。	行政 保護者 地域	-	-	-	こども課
親子ふれあい事業の充実	・「親子ふれあい教室」「親子天体観測教室」等を実施し、親と子が共に学び、親子のふれあいを深める体験活動の場を提供します。	行政	親子ふれあい教室の延べ参加者数【人】	200	300	生涯学習課
			親子天体観測教室の延べ参加者数【人】	149	250	生涯学習課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
家庭教育の推進	・家庭教育力の向上を図るため、小学校に家庭教育学級を設置し、学級単位で講座、実習などを開催します。 ・家庭教育学級生に負担の少ない開催方法を検討するとともに、より充実した内容をめざします。	行政	家庭教育学級生の数	416	300	生涯学習課
地域教育力の推進	・「地域の教育力推進事業費補助金」の活用をPRし、学校・家庭・地域の連携による子どものための体験活動や研修事業等を支援します。	行政 保護者 地域	補助金を活用した事業の件数【件】	4	6	生涯学習課
ジュニアリーダーズクラブ活動の支援	・サポート活動の機会が増えるよう情報提供を行います。	行政 保護者 地域	ジュニアリーダー派遣回数	28	40	こども課

施策2-5 子どもを育てる意識の醸成

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
親の育児責任の醸成	・パパママ教室や乳幼児期子育て支援講座などの機会を通じて、親になるための心構えや悩みの解消などに努めます。	行政 保護者	パパママ教室の参加割合【%】	48%	70%	健康課
			すくすく子育て講座の開催回数【回】	28	28	子育て支援室

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
父親の子育て参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における男女共同参画を推進するため、父親の育児に関する学習機会の充実、意識啓発を図ります。 ・母子健康手帳交付時に父子手帳も交付・活用を行うことにより、子育てに関する父親への情報提供と意識啓発を推進します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保護者</div>	父子手帳の交付率【%】	100	100	健康課

施策2-6 安心して外出できるための環境の整備や活動の推進

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
歩道バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のなかで可能な範囲のスロープ改良を実施し、段差の解消を進めます。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	歩道のバリアフリー化実施か所数【箇所】	355	390	土木管理課
子どもの遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等が、子どもの遊び場や市民にやすらげる公共空間として利用されるよう、整備を進めます。 ・公園愛護会による、地域住民の自主的な公園の維持管理を促進します。 ・新たに整備した都市公園等では、近隣の町内会や住民の方に声かけをし、公園愛護会の形成を促進します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	都市公園・児童遊園・ちびっ子広場のか所数【箇所】	134	134	都市整備課
			自主的な公園の維持管理団体数【団体】	121	121	都市整備課
防犯灯設置における地域支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が設置、器具取替並びに維持管理する防犯灯に対し設置費、器具取替費及び電気料金を補助することにより、路上犯罪等の抑止に努めます。 ・引き続き、防犯灯の新規設置及びLEDへの器具取替え補助の周知を図ります。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	防犯灯設置支援実績数【灯】	5,601	7,200	市民活動課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
通学路の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・北原山土地区画整理事業により、北原山町を中心に、順次、歩道の整備を進めます。 ・歩道設置の困難な通学路の路肩にカラー塗装で明示を行い、安全・安心な歩行空間を確保します。 ・必要に応じて、通学路標識や警告看板などの設置を行います。 ・各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を行います。 	行政	-	-	-	都市整備課 土木管理課 教育行政課 市民活動課
交通安全教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童生徒等の個々の状況に応じた交通安全教室などを実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めます。 	行政 地域	交通安全教室の実施回数【回】	86	70	市民活動課
3人乗り自転車の購入補助	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に配慮した3人乗り自転車の普及と、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、購入費の補助を行います。 	行政	3人乗り自転車購入補助件数【件】	14	25	子育て支援室
利用しやすい公共施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等を、関係機関の協力を得ながら進めます。 	行政 事業者	-	-	-	関係各課
危険か所対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子どもたちの遊び場、ため池等の危険か所を把握するとともに、必要な整備や防護柵の設置改善を行い、子どもへの安全に対する意識を高めるための教育を推進します。 	行政	-	-	-	関係各課
地域防犯パトロール支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自主的な防犯活動の取り組みを支援します。 ・年2回の連絡会を通して、犯罪状況などの情報共有し、防犯の意識高揚を図ります。 	行政 地域	支援パトロール団体数【団体】	53	60	市民活動課
見せるパトロールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車等に「防犯パトロール実施中」のマグネットシートの表示や、青色回転灯パトロール車による巡回パトロールの実施など、見せるパトロールを推進します。 	行政	実施事業数【事業】	2	2	市民活動課

児童の連れ 去り防止対 策の実施	・幼稚園や保育所の幼児と小学生にビデオ上映やチラシの配布などにより、防犯意識の高揚を図ります。 ・小学生一人ひとりに防犯ブザーを配布し、引き続き連れ去り予防の指導を実施します。	行政 保護者 事業者	子どもの防犯教室の実施回数【回】	23	26	市民活動課 保育課 教育行政課
かけこみ110番など防犯対策の実施	・子どもが犯罪等にあつたときに避難場所となる「かけこみ110番の家」などの防犯ボランティア活動を支援します。	行政 地域	かけこみ110番の家の協力軒数【軒】	753	850	市民活動課
スクールガードによる見守り活動の促進	・スクールガードによる、児童の登下校の際の安全の見守り活動を促進します。	行政 地域	-	-	-	教育行政課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業1-3-1 子育て不安の解消	子育て不安に対して、相談・情報交換できる場や仲間があり、子育てへの不安が軽くなっています。	乳幼児の子育て相談をする人がいない保護者の割合	1.3%	1%
		市の子育て相談・情報交換できる場を知っている保護者の割合	68.9%	75%
基本事業1-3-3 放課後の居場所づくり	放課後の子どもが、安全で健全な育成が図られる環境が整っている。	児童クラブ満足度	95.9%	95%
		児童クラブ充足率	94.8%	100%
基本事業1-3-4 地域の子育て支援	子育てにおける地域連帯感が醸成され、多くの事業や催しに参加しています。	地域の子育て支援事業に参加したことがある保護者や子どもの割合	65.3%	65%
基本事業2-3-1 家庭教育力の充実	家庭教育力が高まり、家庭内での発達段階に応じた教育が適切にされています。	家庭教育の重要性を理解し行動している保護者の割合	40.9%	50%
基本事業2-3-2 地域教育力の充実	地域での教育活動が活発にされています。	家庭教育に関する講座への参加者数(親子天体観測教室の参加者数)	2,202人	2,200人
		地域教育活動に参加した市民の割合	10.8%	12%
基本事業2-3-3 学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域の交流や教育支援が活発に行われています。	授業等の支援に参加した人の割合	3.0%	3.9%
		学校行事への保護者の参加率	62.8%	65%
		開かれた学校づくりに対する地域住民の満足度	66.9%	70%
		地域からの要望や提案への対応・改善を実践した件数	58件	50件
基本事業2-3-3 学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域の交流や教育支援が活発に行われています。	地域活動に参加した児童生徒、教職員の割合	70.2%	72%
		地域活動に参加した児童生徒、教職員の割合	70.2%	72%
基本事業3-1-2 公園等によるうるおいのある空間づくり	うるおいとやすらぎを与える市街地空間が形成され、安全で快適に利用できるよう維持管理されています。	公園施設の不具合による事故件数	0件	0件
基本事業3-2-4 生活道路の整備と維持管理	生活道路が、誰もが安全に利用できるように維持管理されています。	歩道のバリアフリー化実施箇所数	355箇所	390箇所
基本事業4-3-1 交通安全意識の高揚	市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られています。	市内で発生した交通事故で、第一当事者が重大な違反をした件数	13件	10件
基本事業4-3-3 交通安全環境の整備	交通安全環境が良好に整備され、事故が起きにくい道路になっています。	交通安全環境が改善された箇所数(信号、横断歩道、カーブミラー等)	14箇所	15箇所
		事故多発の危険箇所数	1箇所	1箇所
基本事業4-4-1 防犯意識の高揚	犯罪に遭わないように、自衛や未然防止の意識が高まっています。	防犯対策している子どもの割合	84.1人	91人
基本事業4-4-2 地域ぐるみでの防犯体制の充実	地域住民と連携した防犯体制がととのっています。	防犯活動の延べ参加者数	9,500人	9,500人
		かけこみ110番の家の数	753件	850件
基本事業4-4-3 青少年の非行防止対策の推進	地域一体となった青少年非行防止対策が推進され、歩道件数や迷惑行為が少なくなっています。	青少年犯罪(触法)件数	18件	23件
		青少年迷惑行為件数	262件	230件
基本事業4-4-4 防犯施設の整備充実	防犯施設が整備されています。	防犯灯・道路照明灯・街路灯・防犯カメラを新たに設置した基数(累計)	6,957基	7,200基

基本目標 3 配慮を要する子ども・家庭への支援

施策 3 - 1 児童虐待防止対策の充実

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童虐待・DV相談体制の継続	・児童虐待事案やDV相談に対し、適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。 ・児童虐待防止に対する関心や理解が得られるよう、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した取り組みを推進します。	行政	児童虐待・DV相談の相談員数【人】	3	3	子育て支援室
児童虐待防止ネットワークによる連携	・要保護児童の早期発見や対応、適切な継続支援に向けた協議の場として、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議を運営し、関係機関で情報を共有するとともに、連携して必要な支援を行います。	行政	ネットワーク会議の開催回数（代表者会議、実務者会議）【回/年】	13	13	子育て支援室
すくすく赤ちゃん訪問の実施【確保方策と連動】	・子育て情報の提供や養育環境の把握を行うため、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を全戸訪問するとともに、支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問などの検討を進めます。	行政	訪問実施率【%】	100	100	子育て支援室
			面会達成率【%】	100	100	子育て支援室
			年間延べ訪問件数【人】	(新規)	550	子育て支援室
養育支援訪問事業の実施【確保方策と連動】	・食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。 ・ハイリスク妊産婦・出産後の育児に関する支援を通じ、母子の健康管理や養育に関して、専門的支援が必要であると検討されたケースに実施します。	行政	養育支援訪問者数【人】	2	10	健康課 子育て支援室
CAPプログラムの普及	・子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出すCAPプログラムを普及します。	行政	CAPプログラム研修の実施校数【校】	9	9	子育て支援室

施策3-2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
ピンポンパン教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に心配のある就学前児童とその保護者を対象に、遊びや日常の活動を通して、生活習慣の自立や社会性の発達を促します。 ・児童の状況に配慮し、母子分離（単独通園）の実施、各専門家による養育発達相談、保護者の交流、保育園の体験入園、保育所との交流など教室の内容充実にも努めます。 	行政	ピンポンパン教室の定員数【人】	30	30	こどもの発達センター
障がい者医療費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3級のいずれかの身体障害者手帳を所持するかたや知能指数が50以下に該当する知的障がいのあるかた、自閉症候群と診断されたかたなどに、医療保険適用分の自己負担額を助成します。 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者に保険適用分の入院医療費を助成する「指定難病患者等医療費助成」を実施します。 	行政	障がい者医療費の受給者数【人】	700	-	保険医療課
障がい児の福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児及びその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児通所等の福祉サービスを継続して実施します。 	行政	障害児通所サービス等の利用者数【人】	182	182	福祉課
障がい福祉計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画」について、3か年を計画期間とする「障がい者計画・障がい福祉計画」を、定められた計画期間に応じて策定します。 ・今後の国の動向を注視し、計画的なサービス提供が行えるよう、計画を推進します。 	行政	計画の策定数【計画】	1	1	福祉課
発達が気になる子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達が気になる子どもとその保護者に対し、こどもの発達センターを中核機関として、保健・福祉・教育の各部署が連携し、子どもの成長に合わせ、一貫した支援をめざします。 	行政	-	-	-	こどもの発達センター

施策3-3 ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童扶養手当受給者への就労支援	・生活保護受給者等就労自立促進事業により、児童扶養手当受給者で就労意欲の高いかたに対して、ハローワークと連携して就労支援を実施します。	行政 事業者	支援申込者数【人】	11	11	こども課
ひとり親家庭の相談・指導体制の継続	・ひとり親家庭の増加及び経済状況を鑑み、母子・父子自立支援員による相談を継続して実施します。	行政	母子・父子自立支援員による相談日数【日/週】	4	4	こども課
ひとり親家庭等の日常生活の支援	・ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。 ・登録支援員を拡大し、支援体制の充実に努めます。	行政 地域	ひとり親家庭等日常生活支援事業への登録支援員数【人】	3	3	こども課
母子・父子家庭の就労自立支援	・就業相談を実施します。 ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給を通じ、母子・父子家庭の自立を支援します。	行政	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の受給者数【人】	7	6	こども課
母子・父子家庭医療費の助成	・18歳以下の児童を扶養している配偶者のいない保護者（配偶者に重度の障がいのある父母を含む。）とその児童や、父母のいない18歳以下の児童に、医療保険適用分の自己負担額を助成します。	行政	母子・父子家庭医療費の受給者数【人】	1,252	-	保険医療課
各種経済支援のPRの推進	・ひとり親家庭に対するさまざまな経済支援について、広報誌やホームページ等を通じて周知に努めます。	行政	ひとり親家庭の各種経済支援に関する記事の広報掲載回数【回/年】	7	7	こども課 保険医療課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業1-3-5 子育ての経済的負担の軽減	保護者の経済的負担が軽減されています。	子育て関連の手当受給者の延べ人数	6,723人	-
基本事業1-3-6 発達が気になる子どもへの支援	幼児期から、ライフステージを通じて一貫した支援を受けることができます。	発達支援等の事業の利用者数	1,860人	1,900人
基本事業1-3-7 子どもの人権擁護	子どもの権利が守られ、生活できています。	児童虐待による子どもの一時保護・施設入所件数	10件	-

基本目標 4 親と子の健康の確保及び増進

施策 4 - 1 子どもと親の健康確保

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
母子健康手帳の交付と活用の推進	・妊娠届出書を持参した妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、活用方法等の説明を行います。	行政	母子健康手帳の交付を受けている妊婦の割合【%】	100	100	健康課
妊娠届出時のアンケートの実施	・妊娠の届出をした妊婦（母子手帳交付時）にアンケート調査を行い、今後の支援を確認します。	行政	アンケートへの回答割合【%】	100	100	健康課
ハイリスク妊婦への支援	・妊娠・出産にリスクを伴う可能性が高いハイリスク妊婦に対し、継続的に保健師が関わっていくことで、安全な出産を支援します。	行政	-	-	-	健康課
親の育児責任の醸成	・パパママ教室や乳幼児期子育て支援講座などの機会を通じて、親になるための心構えや悩みの解消などに努めます。	行政	パパママ教室の参加割合【%】	48	70	健康課
			すくすく子育て講座の開催回数【回】	28	28	子育て支援室
健康診査の実施 【確保方策と連動】	・妊婦、産婦及び乳児健康診査の受診券を交付し、経済的な負担の軽減を図り、妊娠中の健康管理に努めます。 ・3か月、1歳6か月、3歳児健康診査及び6か月、2歳3か月児健康相談（歯科健康診査含む）を実施します。 ・未受診児に対し、訪問・電話等で受診勧奨及び成長・発達の確認を行います。	行政	妊婦健康診査の受診率【%】	100	100	健康課
			乳幼児健康診査の受診率【%】	96.1	97	
			妊婦健康診査の受診人数【人】	(新規)	434	
母子保健に関する事業の実施	・育児不安の大きい保護者や、発達を見守る必要のある子どもに対し、保健師・歯科衛生師・管理栄養士・助産師・母子保健コーディネーターによる家庭訪問や面接、電話相談を実施します。	行政	-	-	-	健康課
産婦・新生児訪問の実施	・出産後間もない子どもの発育状況を把握し、母親の健康状況をみながら授乳指導及び保育援助を行います。 ・母親の育児不安の軽減に向け、新生児訪問希望者及びハイリスク妊産婦・低出生体重児に対し、訪問を行い、安心して育児ができるよう助言、情報提供を行います。	行政	産婦・新生児訪問実施率【%】（実施件数【件】）	100 (237)	100 (237)	健康課

産後ケア事業	・産後の心身の不調や子育てに不安のある母親を対象に、指定助産所でのショートステイを行います。 ・産科医療機関に対して、制度内容を周知し、産後支援が必要なケースを紹介してもらえるよう働きかけます。	行政	利用者数【人】	1	2	健康課
養育支援訪問事業 【確保方策と連動】 (※再掲)	・食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。 ・ハイリスク妊産婦・出産後の育児に関する支援を通し、母子の健康管理や養育に関して、専門的支援が必要であると検討されたケースに実施します。	行政	養育支援訪問者数【人】	2	10	健康課 子育て支援室
妊産婦医療費の助成	・母子健康手帳を交付した月の初日から産後1か月の間に、医療保険が適用となる疾病で入院をされたかたに、医療保険適用分の自己負担額を助成します。	行政	妊産婦医療費の助成件数【件】 ※削除を検討	99	-	保険医療課
離乳食教室の推進	・母乳やミルクから通常の食事へ移行させるための栄養について、講話と実習で学ぶことにより育児支援に努めます。	行政	離乳食教室の開催回数【回】	6	6	健康課
予防接種事業の実施	・各健診にて予防接種の確認や勧奨を行い、未接種者への電話や通知等で接種勧奨を実施します。 ・保護者が責任を持って、子どもの予防接種を進められるよう、重要性について説明を行います。	行政	予防接種の接種率【%】	102.5	95	健康課

施策4-2 「食育」の推進

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値(H30)	目標値(R6)	担当課
離乳食教室の推進 (※再掲)	・母乳やミルクから通常の食事へ移行させるための栄養について、講話と実習で学ぶことにより育児支援に努めます。	行政	離乳食教室の開催回数【回】	6	6	健康課
保育園給食、学校給食における地域の食材の活用	・給食材料に地域でとれた食材を取り入れ、安全でおいしく栄養バランスのとれた給食を提供します。 ・アレルギー除去食の増加に努めます。	行政	保育園の行事食及びテーマ食の提供回数【回】	44	44	保育課 学校給食センター

望ましい食習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次尾張旭市食育実行プランに基づき、健全な食生活の推進を図ります。 ・健診時の講和や教室の開催等を通して、適切な食事や食事の楽しさ、大切さを伝えていきます。 ・健診時等に、子どもの偏食や少食などに関する相談を実施します。 ・保育所や学校等において、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけられるよう、食に関する指導・啓発を行います。 	行政	食の安全性に不安を感じている人の割合【%】(健康あさひ21計画アンケート)	-	31%以下	産業課 健康課 保育課 教育行政課 学校給食センター
食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、子ども参加型の調理実習や、野菜の栽培を通じて食に対する文化等の継承を行います。 	行政	食に関するイベント開催回数【回】	3	4	保育課

施策4-3 思春期保健対策の充実

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値(H30)	目標値(R6)	担当課
思春期保健対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を対象に性に関する正しい知識の普及に努めます。 ・思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、保健師などの専門家との連携のもと、相談体制の充実に努めます。 	行政	-	-	-	教育行政課 健康課
思春期家庭教育学級の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもを持つ親の悩みや不安を軽減するため、継続して思春期家庭教育学級を実施します。 ・より多くの保護者が参加できるように、思春期家庭教育学級について広く周知します。 	行政	思春期家庭教育学級の延べ受講者数【人】	194	202	生涯学習課

施策4-4 小児医療の充実

◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値(H30)	目標値(R6)	担当課
かかりつけ医制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の必要性を啓発します。 ・広報、ホームページによる啓発を加え、各種健診、教室などで周知を図ります。 	行政	かかりつけ医を持つ割合【%】	72	80	健康課

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子ども医療費の助成	・出生から15歳(中学3年生)の年度末まで医療保険適用分の自己負担額を助成します。	行政	子ども医療費の受給者数【人】	11,600	-	保険医療課
未熟児養育医療の給付	・身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を利用する等の入院養育が必要な乳児(1歳に満たない者)に、その治療に必要な医療費を公費で負担します。	行政	未熟児養育医療の給付件数【件】	29	-	保険医療課
小児医療機関等の情報提供	・安心して小児医療機関での診察が受けられるように、休日や夜間における小児専門の救急医療機関等の情報提供を行います。	行政	-	-	-	健康課
乳幼児救急医療受診ハンドブック	・乳幼児の救急医療受診について、適切な対応や受診方法を情報提供するために、ハンドブックを作成し、乳幼児健診等で配布します。	行政	乳幼児健診での配布率【%】	100	100	健康課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業1-1-2 健康相談・保健指導の充実	健康相談や保健指導などの充実により、健康に関する相談や指導が気軽に受けられます。	健康相談対応率(相談件数)	100% (7,840件)	100% (9,000件)
		保健事業への参加者数	12,345人	13,000人
基本事業1-1-4 母子保健の充実	母子保健の充実により、母子ともに健康やかに育ち、生活ができています。	乳幼児健康診査受診率	97.2%	97%
		乳幼児の健康状態が把握できている割合	99.2%	99.5%
		母子保健サービスに対する満足度	79.6%	80%
基本事業1-2-3 かかりつけ医制度の普及	かかりつけ医制度の普及により、安心して医療や相談が受けられます。	かかりつけ医を持っている市民の割合	71.8%	80%
基本事業1-2-4 福祉医療費の助成	各種の福祉医療費の助成により、安心して医療が受けられます。	各種助成の年間助成件数(各種助成の年間助成金額)	304,621件 (841,529千円)	-
		福祉医療費助成によって、安心して医療が受けられる人の割合	19.0%	-

基本目標 5 子育てと仕事の両立支援

施策 5-1 育児休業等制度の周知と利用促進

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
育児休業制度の啓発	・育児休業制度の啓発活動やファミリー・フレンドリー企業の普及啓発などに取り組み、育児休業制度の周知・利用促進を進め、育児休業制度の定着を図ります。	行政 事業者	愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録企業数【企業】	3	5	市民活動課 産業課
育児休業からの円滑な復帰支援の推進	・安心して育児休業を取得することができるように、予約入園を引き続き行います。 ・育児休業明けの職場復帰がスムーズに行えるように、保育の必要性の認定において、調整指数上の優先度を高めます。	行政 事業者	4月1日現在の予約入園受付者数【人】	123	120	保育課

施策 5-2 男女共同による子育ての推進

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・尾張旭市男女共同参画プランに基づき、男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます。	行政	男女共同参画プラン（施策 3-2）の施策進捗率【%】	100	100	市民活動課
父親の子育て参加の推進 （※再掲）	・家庭における男女共同参画を推進するため、父親の育児に関する学習機会の充実、意識啓発を図ります。 ・母子健康手帳交付時に父子手帳も交付・活用を行うことにより、子育てに関する父親への情報提供と意識啓発を推進します。	行政	父子手帳の交付率【%】	100	100	健康課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業 7-3-1 男女共同参画意識の啓発と普及	男女共同参画意識が定着しています。	家庭生活で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	46.6%	55%
		地域活動で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	58.7%	65%

基本目標 6 子どもの権利擁護

施策 6-1 子どもの権利を擁護する意識の向上

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子どもの権利擁護に関する意識啓発	・「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるように、子どもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発を行います。	行政	-	-	-	子育て支援室

施策 6-2 子どもの意見表明・参加の促進

◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子どもの意見を反映するまちづくりの推進	・市の施策等に、子どもの視点の要望や意向を反映させられるよう、子どもの意見等を参考にしたまちづくりを推進します。	行政	市長を囲む子ども会議の開催回数【回/年】	1	1	秘書課 教育行政課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業 1-3-7 子どもの人権擁護	子どもの権利が守られ、生活できています。	児童虐待による子どもの一時保護・施設入所件数	10件	-

第8章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

1 趣旨

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に則して、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

この基本指針では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画について、「全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て給付を保障する」こと、「地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う」こととしており、特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第14条第1項に規定する教育保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図ることが求められています。

そのため、本章では、基本指針に定められた当該計画における市町村の基本的記載事項に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、設定区域における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

2 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、それらを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この区域ごとで量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

本市の面積は21.03km²とコンパクトであり、また、市の東西に掛けて鉄道が整備され、市内に4つの駅があるなど交通面での利便性も高いと考えられます。また、本市は名古屋市に隣接しているため、各利用希望先を選択する条件は、施設等が自宅近傍であることだけではなく、通勤途中である可能性も高いと考えられます。なお、現状では認可保育所の入園調整は申込者の所在地を問わず市域全体で行っています。そして、小学校区単位では、需要の調査・把握対象数が少ないこと、また、中学校区単位とすると、旭小学校、旭丘小学校のように2つの中学校に分かれる校区では、特に小学校単位で利用している放課後児童クラブの場合、見込み量の推計が困難となります。

これらの状況を勘案して、市域全体をひとつの教育・保育提供区域として設定します。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容

事業名等		
教育・保育事業<認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業>		
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業
	2	時間外保育事業（延長保育事業）
	3	実費徴収に係る補足給付事業
	4	多様な主体の参入促進事業
	5	放課後児童健全育成事業
	6	子育て短期支援事業
	7	乳児家庭全戸訪問事業
	8	養育支援訪問事業
	9	地域子育て支援拠点事業
	10	一時預かり事業
	11	子育て援助活動支援事業
	12	病児保育事業
	13	妊婦健康診査

4 事業ごとの「量の見込み」の算出と数値目標の設定

(1) 量の見込みの算出方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するため、保護者への利用希望調査を行いました（「尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度実施）」（以下「ニーズ調査」という。）。このニーズ調査の結果や第1期計画期間中における各事業の実績を総合的に勘案し、国が発出する「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成31年4月改訂）に従い、計画期間における数値目標を設定します。

ア 潜在家庭類型への分類

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況及び母親の今後の就労意向によって8つの「潜在的家庭類型」に分類します。

潜在家庭類型	父母の有無や就労状況 (母親の今後の就労意向を勘案)	認定区分 【利用できる施設・事業】	
		0～2歳	3歳～5歳
タイプA	ひとり親家庭	保育認定 (3号) 【認定こども 園、保育所及び 地域型保育事 業】	保育認定 (2号) 【認定こども 園及び保育所】
タイプB	フルタイム×フルタイム		
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+月64時 間～120時間の一部)		
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+月 64時間～120時間の一部)		
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月64時間未満+月64時間 ～120時間の一部)		教育標準時間 認定(1号) 【認定こども 園及び幼稚園】
タイプD	専業主婦(夫)		
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月64時間未満+ 月64時間～120時間の一部)		
タイプF	無業×無業		

イ 事業ごとの量の見込みの算出方法（ニーズ調査結果を活用するもの）

分類した潜在家庭類型及び事業ごとの利用意向率から、下記のとおり量の見込みを算出します。

＜計算式＞

推計児童数(人) × 潜在家庭類型割合(%) × 利用意向率(%) = 量の見込み(人)

また、各事業で用いる潜在家庭類型等は以下のとおりです。

ただし、上記の計算式にて算出した量の見込みが、第1期計画期間中における利用者実績と著しく乖離している場合などにおいては、より本市の実状に沿った量を見込むため、数値の補正を図るなどその事業ごとに算定方法の判断を行います。

事業名		潜在家庭類型	
教育・保育事業	3～5歳児	1号認定	タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
		2号認定（幼稚園等の利用希望が強い）	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
	2号認定（保育所等）		
0～2歳児	3号認定	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
時間外保育事業		タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
放課後児童健全育成事業		タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
子育て短期支援事業		全ての家庭類型	
地域子育て拠点事業		全ての家庭類型	
一時預かり事業（幼稚園在園児）	1号認定	タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF	
	2号認定	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
一時預かり事業（幼稚園在園児以外）		全ての家庭類型	
病児保育事業		タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	

ウ 事業ごとの量の見込みの算出方法（ニーズ調査結果を活用しないもの）

事業名	算出方法
利用者支援事業	事業実施場所の目標数
実費徴収に係る補足給付事業	次年度の給付申請見込み数
乳児家庭全戸訪問事業	第1期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出
養育支援訪問事業	第1期計画期間中の実績値を勘案して算出
妊婦健康診査	第1期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出

(2) 「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」

上記(1)の算定方法によって、市では、計画期間について「量の見込み」を次のとおり決めました。

事業名【単位】		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教育・保育事業	1号認定【人】	991	995	966	956	948
	1号認定【人】広域利用 ※他市町村の子どもの利用	150	150	150	150	150
	2号認定（幼稚園等の利用希望が強い）【人】	269	269	262	259	257
	2号認定（保育所等）【人】	852	855	830	821	814
	3号認定（0歳児）【人】	97	97	95	93	92
	3号認定（1・2歳児）【人】	462	458	464	459	451
利用者支援事業（実施箇所数）【箇所】		1	1	1	1	1
延長（時間外）保育事業（実人数）【人】		212	211	208	206	203
実費徴収に係る補足給付事業【人】		130	130	130	130	130
放課後児童健全育成事業	小学校1年生（実人数）【人】	355	326	345	347	341
	小学校2年生（実人数）【人】	330	341	313	330	333
	小学校3年生（実人数）【人】	251	296	302	279	295
	小学校4年生（実人数）【人】	168	182	217	217	203
	小学校5年生（実人数）【人】	93	97	107	123	123
	小学校6年生（実人数）【人】	39	47	39	50	52
子育て短期支援事業（年間延べ人数）【人】		14	14	14	14	14
乳児家庭全戸訪問事業（年間延べ訪問件数）【人】		604	590	576	563	550
養育支援訪問事業（年間延べ訪問件数）【人】		10	10	10	10	10
地域子育て支援拠点事業（年間延べ人数）【人】		30,354	30,105	30,214	29,826	29,344
一時預かり事業	幼稚園における在園児（年間延べ利用件数）【人日】※新制度未移行幼稚園を除く	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
	保育所等（年間延べ利用件数）【人日】	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（年間延べ人数）【人】		1,476	1,447	1,436	1,417	1,409
病児保育事業（年間延べ利用件数）【人日】		494	493	486	481	475
妊婦健康診査（実人数）【人】		549	518	488	460	434

- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、事業実施に向けた検討を行います。

(3) 確保方策

「量の見込み」に対応するように事業ごとの「確保方策」を定めます。

- ・本市の子どもが利用する教育保育事業（1号認定）【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	991	995	966	956	948
教育・保育施設	市内 0	市内 0	市内 0	市内 0	市内 0
	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30
確認を受けない幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	市内 456	市内 456	市内 456	市内 456	市内 456
	名古屋市 400	名古屋市 400	名古屋市 400	名古屋市 400	名古屋市 400
	瀬戸市 170	瀬戸市 170	瀬戸市 170	瀬戸市 170	瀬戸市 170
②確保方策（合計）	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
過不足（②-①）	+65	+61	+90	+100	+108

- ・他市町村の子どもが利用する教育保育事業（1号認定広域利用）【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50
	長久手市 100	長久手市 100	長久手市 100	長久手市 100	長久手市 100
①量の見込み（合計）	150	150	150	150	150
教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	150	150	150	150	150
②確保方策（合計）	150	150	150	150	150
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

- ・教育保育事業（2号認定）【単位：人】①＝幼稚園等の利用希望が強い、②＝保育所等

	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
量の見込み	269	852	269	855	262	830	259	821	257	814
①量の見込み (合計)	1,121		1,124		1,092		1,080		1,071	
教育・保育施設	1,115		1,115		1,115		1,115		1,115	
幼稚園における 通年の預かり保育	114		114		114		114		114	
②確保方策 (合計)	1,229		1,229		1,229		1,229		1,229	
過不足(②-①)	+108		+105		+137		+149		+158	

- ・教育保育事業（3号認定（0歳））【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	97	97	95	93	92
教育・保育施設	73	73	73	73	73
地域型保育事業	15	15	15	15	15
認可外保育施設（企業主 導型保育事業地域枠を含 む）	10	10	10	10	10
②確保方策（合計）	98	98	98	98	98
過不足(②-①)	+1	+1	+3	+5	+6

- ・教育保育事業（3号認定（1～2歳））【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	462	458	464	459	451
教育・保育施設	406	406	406	406	406
地域型保育事業	62	62	62	62	62
認可外保育施設（企業主 導型保育事業地域枠を含 む）	20	20	20	20	20
②確保方策（合計）	488	488	488	488	488
過不足(②-①)	+26	+30	+24	+29	+37

・利用者支援事業【単位：箇所】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②利用者支援事業 母子保健型	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・延長(時間外)保育事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	212	211	208	206	203
②延長保育事業	212	211	208	206	203
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・実費徴収に係る補足給付事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	130	130	130	130	130
②実費徴収に係る 補足給付事業	130	130	130	130	130
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・放課後児童健全育成事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1,236	1,288	1,322	1,347	1,346
1年生	355	326	345	347	341
2年生	330	341	313	330	333
3年生	251	296	302	279	295
4年生	168	182	217	217	203
5年生	93	97	107	123	123
6年生	39	47	39	50	52
放課後児童健全育成事業	1,208	1,265	1,322	1,347	1,346
過不足(②-①)	-28	-23	0	0	0

※ R2年度～R3年度では、「放課後居場所緊急対策事業」を実施し、180人の受け皿を確保する。

・子育て短期支援事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②子育て短期支援事業	14	14	14	14	14
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・乳児家庭全戸訪問事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	604	590	576	563	550
②乳児家庭全戸訪問事業	604	590	576	563	550
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・養育支援訪問事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②養育支援訪問事業	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・地域子育て支援拠点事業【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	30,354	30,105	30,214	29,826	29,344
②地域子育て支援拠点事業	30,354	30,105	30,214	29,826	29,344
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・一時預かり事業(新制度移行幼稚園における在園児)【単位：人日】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
②一時預かり事業(幼稚園における在園児)	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・一時預かり事業（保育所等）【単位：人日】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204
②一時預かり事業 （保育所等）	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1,476	1,447	1,436	1,417	1,409
②子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・セ ンター事業）	1,476	1,447	1,436	1,417	1,409
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・病児保育事業【単位：人日】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	494	493	486	481	475
②病児・病後児保育事業	494	493	486	481	475
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・妊婦健康診査【単位：人】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	549	518	488	460	434
②妊婦健康診査	549	518	488	460	434
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

すべての子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

本市は、幼稚園、保育所などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していきます。

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、保育所等の待機児童の状況を考慮しつつ、既存の幼稚園からの移行などについて、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、県と連携しながら情報の把握に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第9章 計画の推進

1 計画の周知・理解

(1) 周知

計画の推進に当たっては、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の方の理解と協力が重要です。そのため、計画の内容について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報誌やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く市民の皆さんに周知します。また、子ども・子育て支援に関する事業を分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結びついていくと考えられるため、情報が充実し、見やすく、必要な情報にアクセスしやすいホームページの作成など、利用者の視点に配慮した情報提供に努めていきます。

(2) 理解

少子化問題や社会全体で子育てを担っていくことの重要性について、広く市民尾皆さんに啓発を行うため、引き続き「子育て支援フォーラム」などを企画し、開催します。

2 分野横断的な施策推進のための各種会議の活用

計画の推進に当たっては、子育てに係る事業者・関係団体を含めた分野横断的な施策の推進が不可欠です。そのため、本市の主要課題をそれぞれの団体等が認識し、各施策の進捗状況を共有するとともに、今後新たに発生する課題に対しても各種会議等の活用による多方面からの解決策を検討していきます。

<各種団体・会議等>

子ども・子育て会議、総合教育会議、教育委員会、児童館長会議、保育園長会議、子ども・子育て会議構成委員が所属する団体等 など

※ 検討の内容に応じて、関係機関等による検討部会や市民から直接意見を聞く機会を設けることなども検討します。

3 計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法

本計画の推進に当たっては、庁内各課及び市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら、共通の課題の解決に向けた取組を進めていく必要があります。また、社会情勢の急速な変化や新たな課題に対しても柔軟に対応し、事業内容に的確に反映することも重要です。

これらの推進体制を実践するためには、毎年度のPDCAサイクルによる進捗管理・評価の方法を定めることで効果的に事業を推進します。

4月～	5月	6月～	8月	9月	10月～
事業の実施（実施主体及び関係者） ※第7章参照	成果指標に基づく事業の進捗状況の確認（成果指標担当課） ※第7章参照 （計画所管課からの照会）	進捗状況調書の内容等から更なる推進が必要な事業や新たな課題の抽出（計画所管課及び成果指標担当課） （計画所管課によるとりまとめ・状況の分析）	尾張旭市子ども・子育て会議への報告・意見聴取（会議事務局）	進捗状況調書の公表（計画所管課）	行政評価推進本部会議・予算編成への反映（成果指標担当課）

各種会議等などを活用した
次年度事業内容の検討

※ 実施時期については、上位計画である第五次総合計画における行政評価や予算編成のスケジュールを適宜勘案します。